

研究報告

『聞集録』の編者と幕末の情報網

田 中 正 弘

はじめに

本稿の目的は、『聞集録』(全百八冊)^①という幕末期の「風説留」の分析を通じて、当該期の在地名望家で藩政の末端に参加していた階層がどのような方法で多量の政治情報を収集し得たのか、という一つの典型例を抽出することにある。

『聞集録』と云っても一般には余り馴染みのない史料であろう。しかし、『聞集録』は、明治国家の修史事業に頻繁に利用された注目すべき「風説留」なのである。明治初年に太政官に献納された『聞集録』は、内政・外交の諸情報を豊富に収録していたこともあって、間もなく太政官修史局編纂の『先朝紀略』^②の重要な素材として用いられた。それから太政官外務部、続いて同第一局において萩原裕^{あきひろ}が編纂した『外交通紀稿本』^③『外交紀事本末底本』^④などにも縦横に駆使されただけではなく、その後、東京帝国大学史料編纂掛の『大日本古文書 幕末外国関係文書』^⑤や文部省維新史料編纂事務局編纂の浩瀚な「大日本維新史料稿本」の材料としてもしばしば用いられた。後者の「維新史料稿本」への史料採録の頻度を『維新史料綱要』^⑥によって検出すると、約二百カ所に及び、しかも『聞集録』は幕末期の社会民衆情報である諷刺や張紙の類を多量に収録していることもあって、典拠がこの史料だけの箇所も数カ所みられる。したがって幕末期の政

治・外交・経済・災害・社会民衆の動向などの分析素材として、『聞集録』の史料価値は、今も決して失われていない。^⑦

しかし、『聞集録』は、明治前期より史料編纂の素材として多く活用されながらも、この編者が誰なのか。またその膨大な情報収集は如何にして可能であったのかなどは殆ど問題視角とならずに今日に至り、『聞集録』の編者さえ定かでないのが現状である。

ところが最近、宮地正人氏の先駆的研究^⑧にみられるように、こうした「風説留」を素材に用いて、幕末期の豪農商や在村知識人の主体的な政治情報の収集とそうした情報の需要主体としての社会層成立の分析が検討課題となってきた。

そこで本稿では、宮地氏とは別の事例として、『聞集録』とはいったい誰が編集したものか。編者の身分・職務・家族や縁戚などを含む周辺事情を具体的に明らかにし、さらに一歩進めて『聞集録』に収録した膨大な諸情報の収集網の一端を解明してみたい。この過程からおのずと『聞集録』の史料性格が明らかとなろう。そして編者の地域的及び職掌からくる特殊性という限界をもつが、併せて冒頭に述べた藩政の末端に位置し在地の名望家でもあった階層の情報収集としてのひとつの典型例を提示してみたいとおもう。

一 「聞集録」の内容と構造

『聞集録』について『國書總目録』⁹⁾に「一〇八冊(類)記録(写)東大史料」とある。冊数と本の分類、それに所蔵先を示しているのみで、編者については何も触れていない。

『聞集録』とは、いったいどのようなものか。¹⁰⁾凡その内容目録については、既に『東京大学史料編纂所図書目録第二部和漢書写本編9』(昭和五十一年刊)に紹介されている。従って小稿では、『聞集録』の内容を所々紹介することによって、構成の概要を説明することにした。

『聞集録』壹の冒頭は永祿元(一五五八)年十月廿三日の「禁制」に始まり、「太閤秀吉公御葬式御行列記」や慶長から寛延期の「京都町方文書」などを収録する。そして壹の巻末に「右前文に記する処ハ古人伝聞集之記、文言の拙事笑事なかれ、後世に伝ん事を欲する而已」と、『聞集録』を編集するに至る動機めいた一文を認めている。その故か『聞集録』の壹・貳の表題には「古事」とある。編者の当初の編集意図が窺われよう。

そして卷三以降は徳川吉宗の施政を批判した「山下幸内上書」、老中松平乗邑の悪事露頭とその処罰を記す「給松風説集」や「蒲生家分限」「柳沢家取立」「彈左衛門・江戸芝居・新吉原 由緒」「延享五年初朝鮮人来聘」(朝鮮信使登城御礼之次第)など、それぞれ個別の特集が卷六まで続く。

さらに卷七(乾)は寛延三(一七五〇)年以降年間間までの「伝奏方より御書」「京都茶屋数并旅籠」「下村彦右衛門乱心事件」など当該時期の記事と享保年間の古事から成り、以下は編年順に構成されている。

しかし、編者は、『聞集録』を編む過程で新たに入手し筆写した古文書・古記録も少なくなかったし、またある事件の当該時期に入手できなかった文書類も後年になって、その写しを手に入れることができた。こうした文書類は、『聞集録』中に「補遺編」というべきものを編み、例えば

卷三十二(乾)は「明和九辰江戸火事・文化・文政・天保迄寄せ」と件名して、卷三十壹と卷三十二(坤)が同じ天保十三(一八四二)年の記事にも拘わらず、その間に割り込ませる編集をおこなっている。このような例は卷五十四「寛政頃拔書」、卷五十五「常陸帯」、卷五十六「水献策并御書翰、海防十ヶ条」、卷五十七「信州松代儒臣佐久間修理海防策上書」、卷五十八「新内裏御間毎御寄并画工等名前」なども同様で、前後の巻が安政三年の記事である。さらに卷九十九「文久三年癸亥、元治元年甲子、慶応二年丙寅」も補遺編であるが、やはり慶応二年の巻の間に臨機に編入させている。結局、『聞集録』は一応編年方式で編まれているが、正確な編年ではなく、編者は時々後年に入手した文書類を蓄積して、一定の分量に達した段階でこれを一冊に整頓し、該当年代以外のところでも適宜に挿入するという便宜的な方法をとったものと推定される。

次に卷七以降の構成にも触れておきたい。寛政年間の記事は卷十一から十三、そして次の卷十四から十八までが文化年間の記事である。つまり、当初は数カ年の記事を一冊に纏めていたが、後年になるほど収録記事が多くなり、天保六年は一カ年二冊、嘉永六年は六冊、安政四年は八冊、元治元年八冊というように次第に収録の記事内容が増加して、一カ年の記事が数冊に及ぶようになる。そしてほぼ編年的な構成の途中に、所々に特集記事を編み、例えば卷八に「小堀家・金森家 断絶」記録、卷十に松平定信の「国本論」、卷貳十(坤)は文政十一年頃の「加州家諸藩士分以上集名并高付」と同じ頃の「井伊家藩中士分集名并高禄」の二つで構成される。筆録の加賀藩の家臣団の「給帳」は五万石の本多播磨守から七十石の坪内金左衛門まで、その数八百数十人に上る。また井伊家臣団は一万石の木保土佐から二人扶持の岡島厚之丞まで五百数十名を筆写しており、これだけとて編者の情熱は尋常ではない。その他にも卷廿三には「天保六未年出石一件」、卷廿五に「天保八酉年大坂大塩一件」(大坂大変目録)、卷

七十三、七十四は桜田門外の変関係情報、巻九十四には水戸天狗党の動静顛末などと、当時の世上に大きな衝撃をあたえた事件に関する情報が精力的に収集され、「特集」記録として編まれている。

しかもその収録情報は、朝廷や幕府の内部情報と共に大名留守居の同席組合で廻達された届書写や大目付の廻状、あるいは緊急にある藩中の大坂・京都・江戸などの留守居間で交わされた来状写、幕吏間の手紙、さらに当該年度の江戸・京都・大坂の三都町触、また事件ないし幕政や諸藩の動向を痛烈に批評する各種の諷刺を豊富に加えて各冊を構成している。こうした幾種類もの性格の異なる情報を縦横に組み合わせ、当該年度の政治や社会ないし事件の様相を動態的に記載し、社会の趨勢がいかなる方向へ向かっているかを把握しようとしている所に『聞集録』の持つひとつの大きな特徴があるようにおもえる。

また、編者は当該年度の記事構成の材料として「町触」の写も多く収載しているが、そこから編者自身の居住地域を割り出すことが可能である。

つまり三都町触の中でも、特に巻三十二（乾）（坤）などには「京都町触」が集中的に筆録されており、しかも京都町触や口触には何日に廻されたか、全巻を通じてその日付を記しているものが多い。ひとつ例をあげると、安政四年閏五月の「京都町触写」には「当丁妙満寺前町二而閏五月二日廻ル」（巻六十貳）と廻達の日付だけでなく、その地域までも記されている。ここからも「聞集録」の編者は京都在住の人物であることが判明する。そして『聞集録』の終わりは巻百四で通巻第百八冊目に当たるが、この最終巻は慶応三（一八六七）年五月末の征長解兵と兵庫開港問題に揺れる朝廷・幕府・諸藩の動静を克明に伝える建白書・届書・評議などの文書群で終わっている。

以上が『聞集録』に関する簡略な紹介である。百八冊の『聞集録』を通覧すると、編者の視点は当初、古事・先例の筆写から好事家的要素を加え

つつ、個別事件や事項、あるいは外国情報へと進み、さらに情報収集網も江戸・京都・大坂の三都に限らず、次第に長崎・箱館情報へとその範囲を大きく広げていったことが窺われる。そしてもうひとつ気になるのは、編者自身が同時代の記事として、情報を収集・筆録し始めた時期はいつ頃であったかの問題である。編者は既に巻廿四に天保二年五月の京都町触を筆録している。しかし、本格的には巻廿四にみえる「天保七丙申年三月十七日鍋島様より御用番水野越前守殿江御届書之写」など辺りからではなかったろうか。この写の文末に「申四月廿七日写之」と記しており、佐賀藩より老中水野忠邦への届書が提出してから約一ヵ月後には編者に写し取られているのである。この他にも天保七、八年頃筆写した文書があちこちに分散して見出される。編者の詳細については後述するが、この人物は享和二（一八〇二）年の生まれであり、天保七（一八三六）年には三十五歳の壮年であった。この頃から『聞集録』の素材となる諸情報の収集が少しずつ本格化し始めていたのかも知れない。

そして編者五十二歳の時の記事である巻四十三の見開きに「嘉永六癸丑年六月三日相州浦賀江夷国船四艘渡来ニ付、諸方より之聞集録」とあり、また巻四十七にも「亜墨利加船渡来之節去る方書留借り受、聞集録無之分書抜」とある。さらに安政七年桜田門外の事件前後の水戸藩の動静についても、巻七十三に「諸方より来書寄」として、多くの水戸藩に関する情報を集めている。こうして外交と内政の情報収集が『聞集録』の重要な柱となっていくのである。つまり、『聞集録』の編者は日本の対外的危機の深刻化と相俟って、情報収集の対象も鋭く外交・内政の二つの問題に収斂させていったと考えられる。

そしてこれらの情報の中で情報源を記載した箇所に編者はすべて「廻ル」と記しており、したがって編者個人にだけ情報が集積したわけではなく、編者を含むグループ内で常時こうした情報が廻されていたのである。

すなわち、こうした情報への関心は編者個人に限ったことではなく、編者の情報交換網を形成する周辺の多くの人々自身に共通した問題であったことを意味する。

次にこの『聞集録』という「風説留」を編集した編者を特定し、それより編者の職務や、こうした情報収集を可能とした編者の社会的基盤は何であったかを具体的に考えていきたい。

二 「聞集録」の編者について

(一) 「聞集録」の献本と滋賀県士族高岡義質

まず、『聞集録』の太政官への献納と滋賀県士族高岡義質の経歴から編者について考えていこう。『太政官日誌』⁽¹²⁾明治七年十月二十七日、第四百四十三号の達には、次のようにみえる。

京都府

其府十四等出仕高岡義質所蔵ノ聞集録献納奇特之事ニ候、依テ為其實金拾圓下賜候条、此旨可相達事

○

大蔵省

其府十四等出仕高岡義質儀、所蔵ノ書籍献納候二付、為其實金拾圓下賜候条、右金額同府へ可相渡、此旨可相達事

この二つの達から、明治七（一八七四）年十月二十七日、太政官は、かねて『聞集録』の献納を願っていた高岡義質の申請を受理し、「奇特」のことと評価して賞金十円の下賜を大蔵省に命じ、京都府を通じて高岡に交付したことが知られる。それだけでなく高岡義質がこのとき、京都府十四等出仕に任じていたこともわかる。

あたかも、太政官はこれより先、明治六（一八七三）年五月五日の皇城の炎上で、太政官の庁舎を延焼し、諸省府藩県の提出書類及び公家・国事奔走の志士の事蹟に関する癸丑以来の日記・手控・書翰・聞書なども灰燼

に帰し、集中保管していた重要記録類や公文書の大半を焼失した。太政官正院は同五月八日、再度諸省府県に開庁以来の政府の令達及び各省府県より太政官への請願・稟報・往復などの公文書を繕写して上呈することを命じ、また翌六月十八日には皇族・華族に対しても各自の家蔵する令達・稟請などの写しの提出を求めていた。こうした時期での献本の願い出であったから、太政官正院歴史課は『聞集録』の内容を点検し、その内容の豊富・充実さをみて、執務上の参考になるものとの判断を下し、直ちに正院に高岡義質献本の裁可を申請したことが窺われる。おそらく十円の高額も歴史課の見積もった上申とおもわれる。⁽¹⁴⁾

高岡義質は明治七年十一月四日、京都府より「其方所蔵之聞集録正院江献納致候段、奇特之事ニ付、為其實金拾圓下賜候条、此旨相達候事」⁽¹³⁾との命に接した。

「京都府官員履歴 判任官履歴書第六」に収録する高岡義質履歴のはじめの部分を紹介すると、次の通りである。

滋賀県士族 元前橋藩士

旧通称 頂造

高岡義質

甲戌三十三歳

高岡頂造

明治五年壬申三月十三日

一

監察附属申付候事

壬申三月

京都府

同年十一月二日

一

十四等出仕申付候事

高岡義質

壬申十一月二日

京都府(下略)⁽¹⁶⁾

すなわち、京都府十四等出仕の高岡義質は当時滋賀県士族であり、元は前橋藩士で、明治七年甲戌の年三十三歳、明治五年三月までは通称「頂造」といったことがわかる。彼の経歴をみると、廃藩後の明治五年三月十三日京都府の監察附属を申付けられ、同年十一月二日十四等出仕。これより先、五月七日新政府より「従来通称、名乗両様相用候輩自今一名タルベキ事」(『維新日誌』巻七)との通達が出て、彼は「頂造」の名を「義質」と改めたのである。それより六年十月二日上等月給を下賜された。ところが、高岡義質は「聞集録」の献納後間もなく京都府を辞任した。明治八年四月、彼は京都府知事長谷信篤に次のような辞職願いを提出した。

辞職願

私儀愚魯不肖之身ヲ以テ明治五壬申歳三月十三日監察付属被命、尋而
同歳十一月二日十四等出仕小監察助拜命難有仕合奉存候、然ル處父九
郎治元来多病ニ付、今般国許ニ於テ療養為致度、就而ハ帰県之上看病
仕度候付、何卒奉恐入候得共、一ト先職務御免被成下度、依而此段奉
願上候、恐惶頓首

明治八年四月

十四等出仕 高岡義質 (印)

京都府知事 長谷信篤殿⁽¹⁷⁾

すなわち、父九郎治の看病のため帰県したいとの高岡義質の請願により、京都府は同四月十三日その辞職を認め、「明治五年壬申十一月拜命満二ヶ年以上ニ付、一ヶ月分ノ月給」と旅費を支給した。⁽¹⁸⁾その後、父を伴って帰県した高岡義質の行き先はどこか。彼の族籍が滋賀県士族であることから、滋賀県に在住しているようにもみえるが、履歴だけではそれから先のこと、否としてつかめない。高岡義質が「聞集録」を所蔵していたか

らといって、必ずしも彼が編者であるとは限らない。だが、高岡の周辺を調べることは『聞集録』の編者、あるいは筆録者に辿り着く、何らかの有力な手がかりである。

そこで次に、京都府出仕の高岡義質がなぜ元前橋藩士で、滋賀県士族なのかに着目すれば、維新以前の前橋藩領と近江国の関係が浮上する。

前橋藩松平氏は、幕命により寛延二(一七四九)年播州姫路より上野前橋に転封を命ぜられて入部したが、利根川による城の決壊を理由に、明和四(一七六七)年閏九月藩主松平朝矩は川越への移城を許され、これに伴い多数の家臣団も川越に移住した。その後、この松平大和守家を一般に「川越藩」というが、松平直克のとき、つまり慶応二(一八六六)年十月、前橋帰還の幕命をうけた。すでに天保年間、川越藩は利根川の工事を進め、文久年間には前橋城再築の内願を繰り返し、元治元(一八六四)年正月より城修築に着手していた。そしてこの間、藩士も次第に引越し、元治元年末には前橋城に藩庁の機能を移転、ここにまた「前橋藩」が再生する。そして幕府に引き渡した川越城には慶応二年十月二十七日、陸奥棚倉より老中松平(松井)康英が入封した。⁽¹⁹⁾

したがって前述の高岡義質は、幕末当時、川越藩士であり、前橋城に移転後「前橋藩士」となる。本稿の対象とする時期は川越在城時代なので、以下「川越藩」の呼称を用い、前橋へ藩庁移転後を「前橋藩」ということとする。松平大和守家はすでに前橋在城のときから相模と上総に分領を有していたこともあって、異国船の頻繁な出没とともに文政三(一八二〇)年十二月、相州沿岸警備を命ぜられて以来、長年にわたり江戸湾警衛に当たったが、同藩は、近江国に約五千石の分領を有していた。⁽²⁰⁾

『旧高田領取調帳 近畿篇』によれば、川越藩の分領は近江国栗太郡の安養寺村・伊勢村・大橋村・六地藏村・伊勢落村・今里村・小阪村・半刈村・下物村などで合計二千九百八十六石余、野洲郡杉江村・石田村の二カ

村で合計千七百二十三石余、蒲生郡深山村で三百三十五石余、総計五千四百十六石余である。

この近江分領の石高は、安政七(一八六〇)年三月五日、川越藩主松平直侯が將軍家茂から拝領した「領地目録」の「近江国」の数字五千四百十六石余と同じである。²²⁾近江分領五千四百十六石は、酒井氏が前橋から姫路へ転封する直前の延享三(一七四六)年の領地高にも含まれており、したがって川越藩松平家の近江分領は、酒井氏の旧領をそのまま継承したものであったとおもわれる。この近江分領は、天保十四(一八四三)年六月、老中水野忠邦の指図によって村替えを命ぜられた。²⁴⁾

次に川越藩家臣団の中から高岡義質の存在に視点を移すことにしよう。

松平氏が前橋に入封した翌年の寛延三(一七五〇)年「松平藩役職人名表」(屋敷割に関する書上げ)²⁵⁾によると、諸奉行の一人に百五十石の高岡三太夫の名がみえる。しかし、その後の「天保十二年 松平齊典家中分限帳」や「慶応元年 松平直克家中地方役人名附帳」²⁶⁾などには、高岡義質の名はもとより、高岡姓の家臣名は見あたらない。ところが、同藩の「天保四癸巳給帳」²⁷⁾をみると高岡姓の人物が一人おり、その人物が「高岡九郎左衛門」である。彼の禄高と身分について、この給帳に「米七石三人 内老石老人勤之内 京都格元席浮組」とある。そしてペリー来航の前年にあたる「嘉永五壬子給帳」²⁸⁾にも、彼の名が記載されており、禄高は「米拾式石三人 京都」と加増されている。つまり、高岡九郎左衛門なる人物は、天保四(一八三三)年から嘉永五(一八五二)年まで、少なくとも約二十年間、京都詰の勤務であり、この間何らかの功績で、七石三人扶持から十二石三人扶持に加増されたことがわかる。この京都詰の九郎左衛門と高岡義質の關係は、どのようなものか。前述のように京都府出仕の高岡義質が明治八年退職願の中で「父九郎治、元来多病ニ付、今般国許ニ於テ療養」²⁹⁾したいと述べており、「九郎治」と「九郎左衛門」は同一人物をいうのである。

る。つまり、九郎左衛門は維新後、九郎治と改名したのであった。次にこの「高岡九郎左衛門」が川越藩でどのような職務にあったのか、またその子息たちについて、もう少し具体的にみていくことにする。

(二) 「聞集録」編者の特定

左記の史料から、嘉永四年(一八五二)二月二日、高岡九郎左衛門は川越藩の「小役人」に登用されたことが知られる。

(嘉永四亥年)

京住居下代

高岡九郎左衛門

二月二日、役前出精其上御得替之節、近江御領中覃悴猪馬太郎出銀之分申談行届、此度永上納為致別段骨折候ニ付、小役人取立御擬作並之通申付候

但本文之通申付候上者、御証文方大納戸懸り兼帶申付度旨申出、承届候也³⁰⁾

すなわち、前述のように天保四年時「京都格元席浮組」であった九郎左衛門は、嘉永四年の初頭には「京住居下代」の身分にあった。川越藩には平士(番士)以下の下級藩士層に大役人・小役人・下代などの席次があり、文化九(一八一二)年の「定」で、大役人以下は着服の衣類や帯刀の拵えまで細かく規定されていた。³¹⁾そして「勘定奉行ハ町在奉行ヨリ之ヲ兼ね、専ラ歳出ニ関スル事務ヲ掌」り、その配下の「元締以下ハ主トシテ書記計算ノ事ニ従フ」とある。³²⁾

嘉永四年二月二日、九郎左衛門は職務に精勵し、さらに「得替」のとき近江分領および子息猪馬太郎の出銀の分を申し談じ、円滑に上納を取りはからった。この尽力を認め、九郎左衛門を筆算役の小役人に取り立て、証文方大納戸懸り兼務を命じ、支給の禄高からの藩の借り上げは並の通り申し付けるといのである。また、文中の「御得替之節」というのは、何で

あるうか。この嘉永四年十二月二十七日「御用納ニ付、左之通及会釈候」として、「近江元ノ京都御住居 天野善之助」に「麻御上下一具」の褒美を与えている。その理由は「近江御分領御旧領戻相成候処、御領法通引直取扱、永久御取増相成骨折出精ニ付遣候³³⁾」とある。つまり、近江の旧領が川越藩に戻ったとき、在村から年貢減免の運動があったのであろう。それを京都在住の元ノ役天野善之助が川越藩の領法通りに元のように引き改め、年貢増徴を図ったのである。こうしてみると「御得替之節」の出銀も、近江分領の復帰の際のこととおもわれる。

以上のことから、九郎左衛門の「小役人」への拔擢と、近江分領に在住する子息「猪馬太郎」の存在、さらに近江分領の元ノとして京都在住の天野善之助がいることがわかる。

その後、九郎左衛門は、安政四（一八五七）年七月「倅頂造袖留為致旨」を川越藩に申請し、ついで同年九月二日には「倅頂造前髪為執度旨」を願ひ出ており、その何れも藩庁の許可を得ている。³⁴⁾ここに九郎左衛門のもう一人の子息に「頂造」がいることがわかる。この年十二月十八日、九郎左衛門は「頂造」について次のように江戸遊学ともいべき申請を藩庁に提出したことが知られる。

（安政四年）十二月十八日

高岡九郎左衛門

右者倅頂造追々年頃ニ茂相成候所、御家風も相心得不申ニ付、江戸屋敷江差遣置、筆墨自分ニ而御勘定所へ見習差出申度、依之暫く御暇被

下置候様願出候。願之通申付候。此段可申聞旨辻源五郎江申聞之³⁵⁾

すなわち、九郎左衛門は元服した頂造を、川越藩の士風習得と江戸屋敷勘定所での見習いを理由に江戸遊学のため暫くの間、暇を下さるよう藩庁に請願し、その許可を得たのであった。

『聞集録』を献納した高岡義質は、「京都府官員履歴」に、通称「頂造」

とも記されていることは前述した。したがって右の「頂造」は高岡義質のことであり、また維新後の父「九郎治」と幕末期の「九郎左衛門」は同一人物で、義質の父であることが明らかである。義質は明治七年現在、三十三歳であったから、逆算すると彼は天保十三年に誕生したことになる。父九郎左衛門が元服許可を申請し、さらに江戸への遊学を藩庁に請願した安政四年、義質は数え年十六歳であった。

ここで『聞集録』の編者は誰かという最初の疑問に問題を戻したい。『聞集録』の内容をみると、義質の生まれた天保の末には、既にあちこちから多くの資料を収集し筆写しているのである。ちなみに弾左右衛門・江戸芝居・新吉原などの由緒書を記した『聞集録』第五巻の巻末に「右三ヶ所由緒書、江戸市ヶ谷浄瑠璃坂佐橋長門守家来堀田藤左衛門所持之文書より借用。天保十三壬寅年七月上旬写取也」と、この五巻に収録する写しは京都町奉行・勘定奉行・道中奉行・作事奉行などを歴任した旗本佐橋長門守佳富の家臣、堀田藤左衛門から借用して、天保十三年写し取ったことを記している。また、『聞集録』第七巻に収録する「天明六丙午年六月諸藩本方江松平越中守殿御心得書之写」や「江府覚書探要秘録」などは、「右矢摩元性より借用写取也。天保十四癸卯仲夏中」とあり、これも天保十四年の筆写である。さらに『聞集録』第十七巻に収録の「文化十癸酉年七月大坂諸町人江御用金被 仰付候ニ付御触書写」には、「右天保十四卯七月大坂御用金かり、文化度之節御用方扣帳より写取也」とあり、これは編者自身が大坂御用金に関する藩の記録から写したとみられるのである。何れもこうした編者の奥書は、目立たないよう文末に小さく細書されている。

加えて、前節で述べたように『聞集録』の素材の筆録は既に天保七、八年には少しずつ本格化しており、その年次からみても、編者を天保十三年生まれの高岡義質とすることは困難である。そこでもう一度『聞集録』の内容を点検してみることにする。『聞集録』の編者は、その第三巻に、享

保六（一二二）年將軍吉宗の政治姿勢を批判する上書を目安箱に投じた「山下幸内上書」を筆写しているが、その奥書に次のように記している。

此老冊者五代已前高岡豊左衛門政尚筆、其頃の事にて被写置し武門大和大乘と歟申す上書なり。今爰に天保十二年辛丑四月 奥御儒者成島邦之丞殿老のくりこと、申す上書当 御代替之砌、上られし中に山下幸内と云ものゝ上書も認込たるを聞、我家書物類中より見出し、あれ是虫付候を仕立直し、後々の見合のため奥に記し畢

于時嘉永元戊申年中夏

榎里書 秀（花押）

すなわち、この『聞集録』第三卷に収録する「山下幸内上書」は、編者の五代前の高岡豊左衛門が筆写していたもので、奥儒者成島司直が天保十二年六月將軍家慶に時弊改革の封事を建言した中に山下幸内上書も含められていたことを聞知し、自宅の蔵書中に見出し虫損を仕立て直し、後の参考にするため嘉永元年五月奥書を記したというのである。ところで「榎里書 秀」とは、誰を指すのか。この雅号について、「神君御書・蒲生家分限・柳沢家取立」など筆録した『聞集録』第四卷（坤）の奥書に、次のようにある。

此一巻は柳沢家よりむかし御由緒の次第 公儀へ差出されたるを又うつし水音舎家蔵に長く秘たるを、今嘉永第二のとし己酉林鐘念一兩日にうつし畢

榎里秀氣 書之

つまり、前記の「榎里秀」と『聞集録』四卷（坤）の筆録者「榎里秀氣」は同一人物と考えられるのである。この「榎里」は高岡九郎左衛門の出身地からとった雅号であり、「秀氣」は彼の諱である。

東海道の草津宿と石部宿の中間に、幕府の公用馬や駕籠、あるいは参勤交代の大名や朝廷使者の休息する「梅木立場」があり、この六地藏村梅木

は古くから万能の道中薬「和中散」の販売で東海道名物の一つとして全国に知られ、幕末時、なお三軒が営業していた。³⁶この六地藏村は、膳所藩などとの三給地であったが、前述のように川越藩の近江分領の一つでもあった。そして六地藏村に浄玖寺という浄土宗の寺がある。文禄年中、高岡定休なる人物が仏道に入り開基した寺で、六地藏の土豪である高岡氏や売薬「和中散」の本舗として著名な織田氏が大壇越であった。³⁷そこで現地に数回足を運んで調査してみると、浄玖寺の開基が高岡一族の出身であるだけでなく、この寺は高岡家歴代の菩提寺で、そこに高岡九郎左衛門の墓も存在した。その墓碑銘に「徳正院覺誓大音秀氣居士 明治十一年三月廿九日卒 高岡九郎治 行年七拾七歳」とある。九郎左衛門は、維新後「九郎治」と称していたことは前述の通りであり、またその戒名に「秀氣」の諱も入っている。そして享年七十七歳から逆算して、彼は享和二年の生まれであることもわかった。

したがって「榎里秀氣」とは、六地藏村梅木の高岡九郎左衛門秀氣を指すことが明らかであろう。事実、『聞集録』卷廿四に収録する仙石騒動の写しの奥書に「秀氣写之」とある。また卷三十巻の琉球国人の来朝を写した奥書にも「天保十とせ三ツのとし冬、霜夜月梅の屋秀氣しるす」とあり、ここで彼は「梅の屋秀氣」と称している。さらに卷五十一の安政二年の江戸大地震による潰屋及び出火を記した奥書にも、「秀氣滞府中、堀井氏より認貫也。丙辰秋うつす」と記しており、このとき高岡九郎左衛門は参府中で、堀井氏に書いて貰ったものを翌安政三年の秋に写したことが知られる。その他にも卷三十二（坤）、卷三十七、卷五十二などに「秀氣書之」と記しており、この『聞集録』百八冊は、高岡九郎左衛門が主体的に情報を集めて筆録し、かつ編集したものであったことが知られよう。

ただし、卷廿九収録の「屈佚草」の奥書に「壬寅季夏、今太郎書之」とあり、さらに卷五十一の奥書にも「右寺院梵鐘ノコトヨリ十壹枚ハ、秀氣

出府中樵木多加畠ヨリ廻り、秀俊写ス」とある。ここにみえる「今太郎」と「秀俊」は同一人物で、前述した九郎左衛門の長男で六地藏村在住の「猪馬太郎」のことである。⁽³⁸⁾ 九郎左衛門の祖父の諱は秀則、父は秀有であり、当人は秀気であるから、高岡家では代々嫡男は「秀」の文字を諱に用いたようである。「聞集録」収録情報の一部筆写は、長男猪馬太郎秀俊も手伝っていたことが知られるのである。

ちなみに九郎左衛門の子息に、右の長男今太郎(猪馬太郎)と、前述した次男の頂造(義質)⁽³⁹⁾、そしてその弟に三男の留蔵がおり、留蔵は安政二年十一歳で青蓮院宮家の家臣並河家の急養子となり政次郎靖之と名のつた。⁽⁴⁰⁾ その並河靖之の養女となった並河徳子氏は、後年次のように語っている。

父は高岡の実父が達筆の人で、お前も粟田へ養子に行つたら「手をよく書かねばうそじや」と言われたそうです。従つて父も粟田様即ち御家流をよくし、諸国から御手本をたのまれると書いて渡しましたのでそれを飛脚が取りにくるのであつた。尚書画骨董の容器にも自筆で一々克明に購入年月日を記し、厄年以来お酒を断つてから、数十年間一日も欠かさず日記を認められたものです。この筆まめさはやはり実父が明治聞集録と云つて、今日で申せば当時の新聞の様なものを手記で編まれたと聞いて居ります⁽⁴¹⁾

ここで徳子氏のいう「父」とは養父の並河靖之を指し、また「実父」とは靖之の実父である高岡九郎左衛門をいう。「粟田」とは粟田宮家、ここでは青蓮院宮家臣並河家をいうのである。高岡義質が太政官へ「聞集録」献納以後も、高岡家・並河家では九郎左衛門が「聞集録」を鋭意編集していたことが、その子孫に語り継がれていたことがわかる。

(三) 高岡九郎左衛門の出自と縁戚

次に「聞集録」に収録する情報収集の背景とも関連するので、ここで少

し高岡家の先祖および九郎左衛門の縁戚関係など周辺事情にも触れておきたい。

高岡家の「過去帳」の前書きによれば、「先祖吉田五郎義清より十七代江州蒲生郡河守城主なり。織田信長と佐々木承禎合戦之節、左近将監千五百の勢を以て信長と散々戦ふ。既に討死と存切処ニ蒲生太郎之使有之、甲賀へ引取、其後数度合戦すと雖とも終ニ勝利を得ず。甲賀を退て後、越中国富山城主前田肥前守利長ニ召出され、暫く有て利長入道の命ニ従て江州へ帰り、栗太郎高野郷六地藏村ニ引入り、其より高岡姓ニ改む」とある。また「高岡系譜略」は、時代を九世紀に遡り宇多天皇第九皇子敦実親王の後裔とする。⁽⁴²⁾ 何れにしても高岡家の子孫に伝来された古文書や伝承などによって書かれたものであろう。そこで前述の並河徳子氏の語る高岡家について今一度みることにしよう。

父靖之は武州川越の藩主松平大和守の家臣高岡九郎左衛門の三男で、弘化二年九月一日、京都柳馬場御池の邸(現在柳池中学校)で生れ、幼名を留蔵と申しました。松平大和守は御上使を勤められました為に、江州に五千石の知行があつたから、高岡家が代々其所の代官を勤めたのである。祖先は遠く近江源氏佐々木高綱の裔で、江州の六地藏村(梅の木)に邸宅があり、今ものこつてある浄玖寺は高岡家の菩提寺で高岡浄玖の子息の建立にかゝるものであると申します⁽⁴³⁾

しかし、高岡氏は、前橋に転封される以前の姫路時代からの松平大和守家の家臣とおもわれない。その理由は、高岡氏の在地に根をおろしている土豪の性格と松平氏が継承した近江分領は、寛延二年以前、前橋酒井氏の所領であつたからである。近江国には中世の武士に連なる小野村の片岡氏、山寺村の宇野氏、桐生村の青地氏、神田村の沢氏、糠塚村の野矢氏、河合寺村の畑氏など多数を数え、そして仙台藩近江分領ではこうした有力な地侍層の蛇溝村の矢野氏、東破塚村の平井氏などを在地代官の手代衆と

して用いていたという⁽⁴⁴⁾。こうした百姓は、村の中でも郷士や侍衆と呼ばれ、普通の農民と一線を画し、姓を名乗り、夫役免除や種々の特権を有していた⁽⁴⁵⁾。高岡九郎左衛門が川越藩近江分領の小代官であったことは次節で詳述するが、おそらく高岡家も前橋酒井氏の時代から近江分領の在地支配に何らかの役割を果たし、引続き松平大和守の分領となつてからも代々在地支配に深く関わってきた土豪であつたのかも知れない⁽⁴⁶⁾。

幕末当時、九郎左衛門は京都在住の川越藩士として、次男頂造(義賢)、三男留蔵(靖之)らとともに京都柳馬場御池の屋敷に住み、長男猪馬太郎(秀俊)が地元の六地藏村での豪農という二重生活したい、こうした近江地侍層の高岡家の歴史的背景からくるものであつたろうか。そして興味深いことに高岡家は、川越藩近江分領の在地に長年根を張っていただけではなく、近隣の水口藩士や前述の青蓮院宮家の坊官とも密接な血縁関係にあった。並河徳子氏は、このことについて次のように語っている。

並河家は代々青蓮院の坊官として奉仕した家柄で御座います。高岡家と其祖先を同じくするところの栗田宮の家臣永原典膳の後裔で、長男が並河家に入り並河靖寛と名乗り、次男は江州水口藩の家老杉本家の養子となり、杉本紇と申しました。之が私の実家に当り、その孫有信が高岡九郎左衛門の孫娘、即ち靖之の次兄義賢の娘定を迎え、其長女として生れたのが私なのです⁽⁴⁷⁾。

すなわち、青蓮院宮(栗田宮)の家臣永原典膳は高岡家の出身で、永原の子孫の長男が同宮家の坊官並河家に入って並河靖寛と名乗り、次男は水口藩家老杉本家の養子となり、杉本紇と名乗った。そして九郎左衛門の次男義賢の娘定が杉本家の有信に嫁いで、その長女として生まれたのが徳子氏だといふのである。実際、永原典膳について、高岡家の過去帳に「観照院梅林浄薫居士 天明四年四月 九良左衛門弟 永原典膳コト」とあつて、先代九良左衛門の実弟であり、「梅林」という戒名の文字は梅木村の

出身であることを示すものではなからうか⁽⁴⁸⁾。徳子氏は後に九郎左衛門の三男並河靖之の養女になった。このように高岡家・並河家・杉本家は世代的に間を置いているが、縁戚の強い紐帯関係で結ばれていた。

高岡九郎左衛門は、表面的には「十二石三人扶持」という、川越藩の下級藩士に過ぎなかった。しかし、彼はもともと近江の地侍層の系譜を引き、いわば在地の名望家であり、京都・近江に永年にわたり代々根を張り、その人脈はなかなか十二石三人扶持から想像できない力を背景に有していたと考えられるのである。九郎左衛門が『聞集録』を編集する情報収集の段階で、こうした青蓮院宮家坊官や水口藩士杉本家という縁戚関係の情報網もひとつ背景にあることを留意しておく必要がある。

次に京都住居の高岡九郎左衛門と川越藩京都留守居との関係、そして近江分領支配や大坂元との諸関係に視点を移していくこととしたい。

三 川越藩京都留守居と近江分領・大坂会所

(一) 京都留守居鎌田三郎太夫の職務と近江分領

近世の大名諸家に設けられていた大名留守居や諸大名間の留守居組合の総体的かつ機能的な分析は、服藤弘司氏や笠谷和比古氏によって進められ、またその後、個別研究も山本博文、次田元文、永嶺信孝らの諸氏によって、江戸留守居のみならず大坂留守居や長崎聞役などの職務と実態が具体的に解明されつつある⁽⁴⁹⁾。

ここでは、『聞集録』の情報収集の背景として、川越藩京都留守居の職務と活動の一斑に言及し、さらに京都詰役人の構成と同藩の近江分領支配、そして同藩大坂会所との関係について述べていくこととする。これらの問題の中で、川越藩と一門の公家衆との関係や前述の高岡九郎左衛門の朝廷情報収集の基盤も次第に明らかとなっていくことになる。

最初に幕末期の川越藩の京都留守居の席次からみていこう。

「文化四年 松平大和守役付」によると、「京都御留守居」は禄高百五十石の樋口源左衛門であり、その役料は五十石、「諸奉行格」で小納戸や物頭より上席にある。そして「天保十二年辛丑年閏正月写」の「松平齊典家中分限帳」によれば、高百五十石の鎌田三郎太夫が京都留守居の任にあり、川越藩において京都留守居はやはり大目付の次席である諸奉行の格である。諸奉行は大目付と同じ百五十石高、役米五十俵である。

これより先、「天保四癸巳給帳」に既に鎌田三郎太夫の勤務地が「京都」とあり、彼は樋口源左衛門の後任として相当永く京都留守居の任にあったものとおもわれ、その役料は「米三拾俵」である。その後鎌田三郎太夫は、天保十三年正月十一日「当役積年出精相勤候ニ付五拾石御加増」され、百五十石より二百石となった。江戸在勤、禄高三百石の小笠原源次は役料百俵であり、城使の一人であったから、城使（江戸留守居）の方が京都留守居より禄高・役料とも上位にあったことがわかる。

ちなみに安政三年九月「御判物」を頂戴したとき、藩主へお礼の挨拶方を指示しているが、それに「京都鎌田三郎太夫ハ物頭已下ニ候」と、京都留守居の席順を物頭の低位としている。そして同年「御役相勤候面々」へ金子を下賜した際の席順でみると、老中（家老）が筆頭で五両、次席は城代・年寄・番頭・奏者番で各四両、そして三番目の席次に番外頭・触流・大目付・諸奉行・前君様御附・料理問詰・留守居・物頭・組頭・作事奉行・武具奉行・京都留守居らが並ぶ。これらの職務はみな各三両のグループであるが、京都留守居の序列は、この中でたしかに物頭の低位にある。なお、この次に一両半分の寄合頭取・長柄頭・膳番・使番・留守居添役・目付・組使役・組目付のグループが続いている。したがって、川越藩の京都留守居鎌田三郎太夫は、江戸留守居より低位にあるが、江戸在勤の使番や留守居添役・目付などよりは上位にあったことがわかる。

次に鎌田三郎太夫の京都留守居の任期についてみてみよう。鎌田は安政

四年暮れから翌年正月頃、老年で体調を崩したのか、川越藩庁へ「及老年其上気憶も薄く相成、押張難相勤ニ付、悴竜吉代勤為致度段申出」と、子息竜吉の京都留守居代勤を願い出していた。安政五年正月十一日、藩庁は鎌田三郎太夫の悴竜吉の代勤を許可し、五人扶持を給した。なお、これ以前「天保四癸巳給帳」によると、既に鎌田五郎吉が京都詰で五人扶持を支給されており、三郎太夫には数人の子息があつて、一時、五郎吉も代勤をしていたものとおもわれる。しかし、鎌田は隠居したわけではなかった。明治元年二月末から京都太政官代や参与役所・京都弁事役所などへの前橋藩の届書などをみると「前橋少将内 鎌田才吉」の名で屢々出されている。この鎌田才吉について、安政二年七月十二日、鎌田三郎太夫は川越藩庁へ「三男鎌田才吉六月朔日前髪為執」たことを報告しており、彼の三男であつた。慶応元年、近江分領の「宗門改」の廻村にも才吉が出張しており、一方、明治元年十月六地藏村の年貢割付はまだ鎌田三郎太夫の名義で行っている。時々才吉も父三郎太夫に代わって代勤の経験を積んでいたものと考えられる。

前述のように鎌田三郎太夫は「天保四癸巳給帳」に既にその勤務が「京都」とあり、したがって彼は天保四年（一八三三）以降明治元年（一八六八）まで、少なくとも三十六年間滞京しているから、京都留守居の職務について万般にわたり相当に通曉した者であつたろうとおもわれる。川越藩の場合、京都留守居の職務は、朝廷や宮家・公家衆及び幕府出先機関の所司代始め東西町奉行や禁裏附、二条定番、大津代官、京都代官などの規式・典礼などに通曉し、かつ自藩の家格や先例、そして同席諸藩に対して実際に豊富な知識と経験が必要であつたろう。こうしたことからその職務は世襲的要素も強く、鎌田三郎太夫も子息の五郎吉・竜吉・才吉らに代勤させる中で、最も職務上の資質を備えたものを京都留守居の後継者に育成しようとしたかにおもわれる。

次に、鎌田三郎太夫の京都留守居としての日常の職務は、具体的に如何なるものであったのかをみていくこととする。

嘉永三年の「日帳」二月十日の条に、「京都鎌田三郎太夫方より去月廿八日付御用状を以左之勤書来候并御書類差越之」とあり、また元治元年の「日帳」九月廿二日の条には「京都鎌田三郎太夫より当七月中より御使番往返帳巻冊以御用状来」とみえる。すなわち、京都留守居は、どこからいかなる目的の使者を迎え、また何処へどのような使者を勤めたか、「御使之来候分」と「御使之相勤候分」を区別して整理し、この勤務上の報告書と関係書類を定期的に在府の藩執政らに提出することが義務づけられていた。⁽⁶²⁾ 前者嘉永三年の「日帳」によれば、鎌田は京都所司代酒井忠義邸へ使者として出向き、藩主松平齐典が相州沿岸警備の功績で「向後大広間席被仰出、御参勤御暇共上使御老中被成下候御家格ニ被仰付」たことを注進した。つまり、川越松平家は大広間席に列し、参勤交代で参府やお暇帰国の際は、老中を上使として遣わされる家格になったことを注進し、かつ年始の祝詞として書状と樽代五百疋を持参した。これより先、前年の十二月二十三日、鎌田へ大広間席に列したことが江戸より「御用状七日八日切を以て申遣」わされていた。

鎌田はその後、樽代三百疋や書状を持参し、同様の趣旨で京都町奉行の水野重明・明楽茂正、禁裏附の内藤正令・岡部豊常、大津代官石原清左衛門など関係の深い幕府有司へ使者を勤めた。さらに同様の趣旨で右大臣近衛忠熙へ太刀一腰・馬代銀十両と家司宛に書状を持参し、関白鷹司政通、内大臣鷹司輔熙、有栖川宮、飛鳥井雅久など朝廷の高官や親王家へも同様の使者を勤め、それより川越松平大和守家の縁戚などに当たる東園基敬、桜井供愛、藤井行学、西洞院信堅などへも口上の使者を勤めている。

しかも鎌田は年末年始の挨拶や祝儀のみならず、寒中お見舞い、東本願寺門跡家の婚礼や公家衆の官位昇進のお歓び、さらには藩主松平齐典の病

氣再発重態と世嗣誠丸への跡式について老中松平忠優に進達している旨を縁戚の公家や京都所司代へ詳しく注進し、またその見舞いや答礼などの使者入来が相次いだ。

さらに下って文久三年八月二十九日、川越藩主松平直克は「御頼御老中」水野忠精邸に使番の原弥五八を遣わし、「累年不如意之勝手向、近来別而困窮ニ陥、吉凶其外臨時之入用差統、取分天保度相海防禦蒙仰候以来引続内海御警衛被仰付候ニ付而之入用格外ニ有之」と述べている。つまり、長年にわたる藩財政の困窮に加え、吉凶に関わる臨時支出が度重なり、かつ天保年間以来の相州海岸防禦の費用が重圧となって財政の運営を困難にしているとして、借金や貸付金の上納猶予を内願したのである。⁽⁶³⁾ ここにいう吉凶とは、松平大和守家の吉凶を指し、後年のことも含めていえば、嘉永三年正月の先代藩主齐典の卒去以来、世嗣典則(誠丸)の襲封と眼疾による致仕、前藩主直侯(水戸徳川家より養子)の襲封と卒去、そして直克(久留米有馬家より養子)の襲封と、僅か十余年の間に藩主が四代も交替した。その他に直克の政事総裁職の就任、上洛時の従四位上・左少将への官位昇進、政事総裁職の罷免などがあげられよう。これらの大和守家に関わる吉事や凶事は、重要任務として全て京都留守居に急報され、鎌田がその都度、既述のように京都所司代始め諸家に注進や口上の使者を勤めたのであった。⁽⁶⁴⁾

そのほかに大広間席諸藩留守居との同席組合としての交際や会合、さらに廻状の写し作成や順達なども多かった。こうしてみると京都留守居の日常業務は、きわめて繁劇なものであったが、実は鎌田の任務はこれだけではない。近江分領の支配にも深く関係していたのである。次にそれをみてみよう。

栗太郡半刈村は民家がないので、同郡伊勢村持添にしてこれ迄他領隣村へ田地の世話をさせてきたが、その村の面々も持地だけでも手に余り、遂

に戻地となった。この半刈村の戻地は伊勢村から十八丁もの遠くにあり、とても「村方より作配行届」かないので、新百姓四軒を取り立て、一軒につき銀七百匁頂戴したいとの願い出があった。川越藩庁はこれをどう処理すべきかを鎌田に諮問したのである。鎌田はこの問題の処理について、配下の「元共江も申聞」せて熟慮している。そして嘉永三年十一月、「右戻り地之義者御他領越石」では容易に引受け手が無い。しかし「入作地」であるので引受けるしかなく、伊勢村百姓は貧民で奉公人の召抱えさえ困難であり、さらに遠地なので「手入方行届不申、無廻籠作ニ相成」と、土地の実情と藩の収益をよく勘案して「新百姓御取立被成候方可然」との結論を答申している。⁽⁶⁵⁾ちなみに「旧高旧領取調帳」によれば、四給地であった半刈村の前橋藩領分の石高は四十九石余である。

また慶応二年九月十六日、役所から近江分領十一ヶ村の庄屋に宛てて、明日鎌田三郎太夫・天野善太郎・高岡頂造・山川彦六・原田東治郎らが「安養寺村始検見」に出張するので、迎えの人足を差出すように命じている。この御用状は六地藏村の年寄右三郎が十六日夜持ち帰ったものであった。ここにみえる「役所」とは何を指すのであろうか。翌慶応三年九月二十日、「役所」からやはり近江分領十一ヶ村の庄屋に宛て「来ル二十六日高岡九郎左衛門大津御蔵所江出張いたし候ニ付、御年貢米精々骨折早々可相納候」と、早々村々への周知方を命じている。この文書にメモがあり、当番の庄屋が記したのであろうか。そこに「右御用状上京致相伺候而頂戴致、郷中江順達致候⁽⁶⁶⁾」とある。

右のメモから御用状を発給している「役所」が京都にあり、村の庄屋ないし年寄が用件都度上京して役所の指示を仰いだこと。そしてこの役所が実質的に川越藩近江分領を支配していたことなどがわかる。この役所とは京都藩邸を指すのであろうか。『武鑑』類に川越藩の京都藩邸は下立売釜座西へ入丁とあるが、幕末期には「花洛羽津根」(文久三年版⁽⁶⁷⁾)によれ

ば、柳馬場二条下ル町にあった。また、明治元年十月付の六地藏村の年貢割付の例をみると、「右者当辰御取箇書面之通申付候間、庄屋百姓立会遂勘定、来ル霜月中急度可皆済者也」との命令は鎌田三郎太夫の名で出されているだけでなく、幕末期の近江分領の年貢割付は殆ど「鎌田三郎太夫」の名義で発給されている。⁽⁷⁰⁾

したがって、川越藩京都留守居は藩を代表し、朝廷あるいは幕府出先機関や大広間席諸藩の同席組合など京都を舞台とする外交官ないし儀典官的な使命の他に、同藩の近江分領五千石の検見・年貢割付・宗門改などの行政を統括し、実質的に近江分領を支配する総元締であった。川越本藩の「町在奉行ハ市郷万般ノ事ヲ掌リ、兼テ租税徴収ノ事務ヲ総理」した。前述のように京都留守居はもと「諸奉行格」の席次であったから、近江分領に対し、そうした町在奉行に準ずるような職務を兼摂しても不思議ではなく、京都藩邸は同時に近江分領の「役所」でもあったと考えられる。ちなみに寛政年間、川越藩の三浦郡・淘綾郡七千石の分領は江戸藩邸の管轄下に置かれており、また仙台藩も一万石の「近江の所領は、京都留守居役を頂点とし、その配下に代官、手代、足輕を置き」支配していた。川越藩近江分領は京都藩邸が管轄していたものと考えられる。

(二) 川越藩京都留守居とその下僚

さて、次にこうした鎌田の京都留守居職を支えた配下の組織がどのような人的構成であったのかをみることにする。元治元年八月朔日、川越藩庁は蛤御門の変によって罹災した京都詰藩士に特別手当を支給したことが次の史料でわかる。

同日此度京地兵火ニ付類焼之所、尤火急之趣難渋可致候間、出格之訳ヲ以左之通御手当被下

京都御留守居

金七両

鎌田三郎太夫

金三両ツ、

遊隊

天野善太郎

高岡九郎左衛門

銃隊

山川彦六

金老両ツ、

原田東次郎

永野泰助

すなわち、川越藩京都詰役人は留守居の鎌田を筆頭にして、遊隊の天野善太郎・高岡九郎左衛門、そして銃隊の山川彦六・原田東次郎・永野泰助、以上六人の構成であることがわかる。文久二年十一月、藩主直克は川越において幕府の参勤交代制の緩和に臨み、家中へ「富国強兵之実業相願(中略)家中一統之力ニ而我等幕府江之忠勤も相立」たいとの直書を下した。かくて川越藩は兵制の改革に着手、まず筆算役の大小役人を含む下級藩士層を再編成して、歩兵の拡大・強化を目指した。すなわち、この改革で役方以下の格勤を廃止し、また弓組を廃止して全て鉄炮に申し付けた。そして大役人以下の席名を変更し、大役人を「遊隊」に改め、小役人席を「小遊隊」とし、さらに下代の席名を「銃隊」と改めたのである。そして「諸下代」の擬作が従来七石であったものを、以後元高六石に改めた。⁽¹⁴⁾したがって、天野と高岡はこれ以前大役人であり、山川・原田・永野の三名は元は下代であったことがわかる。

ところが、上記の京都留守居配下ほかに「遊隊」として天野善太郎の第四郎造と高岡九郎左衛門の次男頂造があり、さらに「銃隊」の山川らの加勢として「御雇」の山川陽太郎と永野庄之助がいた。この「御雇」二人はそれぞれ山川彦六と永野泰助の子息で見習いではないかと思われる。永野はもともと「京都御留守居物書」を勤めていた。⁽¹⁵⁾こうしてみると京都留守居鎌田三郎太夫の配下は、天野・高岡の両名を筆頭に九名で構成され、

留守居役の鎌田を含めれば川越藩の京都詰役人は十名となる。それに鎌田の子息らがいる。

それでは右の構成員のうち、高岡九郎左衛門と天野善太郎の経歴をみていくこととする。

安政六末(中略)

京住居大役人格

天野善太郎

二月廿六日御証文方大納戸掛兼帯申付候

同住居小役人

高岡九郎左衛門

同日近江御分領元ノ井小代官之場相心得兼帯相勤候様申付候

右同人

同日勤之内大役人格申付候⁽¹⁶⁾

すなわち、安政六(一八五九)年二月二十六日、京都在住の大役人格の天野善太郎が、証文方と大納戸掛兼務を命ぜられ、そして同じく京都在住の高岡九郎左衛門も「近江御分領元ノ」と「小代官之場心得」の兼帯を申し付けられた。そして職務に在勤中は「大役人格」の席次にするというのである。これより先、嘉永四年二月、九郎左衛門は小役人に拔擢され、証文方大納戸懸りを兼帯したことは前述したが、その実績が認められての拔擢であったろうか。

松平大和守家は前橋入封後、その領内に八人の小代官を任命、四行政区に分轄して、一代官所に小代官二人を配置した。大庄屋の展開はなく、代官が直接名主を通じて各村を支配したのである。⁽¹⁷⁾したがって川越藩の近江分領も同様な支配を行ったとおもわれ、京都留守居が近江分領の町在奉行的な職務を兼務し、その下に天野善太郎と高岡九郎左衛門の二人が近江分領元ノとして存在した。彼等が近江分領の行政の全般に「元締之ニ与」

り、さらに分領の司法警察関係の元⁸⁷として「其下役郷目附目明ハ行政司法ノ警察ニ関スル下調ヲ為シ、罪犯ハ捕テ之ヲ元締ニ出ス、元締尚精査ヲ遂ケテ奉行ニ致ス」⁸⁹ことを職務としていたのではなからうか。もちろん、近江元⁸⁸の場合、町在奉行ではなく京都留守居に復命したものとと思われる。近江分領元⁸⁹はこれに加えて小代官の職務を兼摂したものと考えられる。

「明治三庚午年十月」付の六地藏村への年貢割付状は、高岡頂造・天野景彦・天野善太ら三名の連名で出されている。⁹⁰これより先、同三年三月二十四日前橋藩京都「役所」から村々に宛てて、次の触れが出された。

御用印を以申達候、然者高岡九郎治儀御役御免隠居願之通去月十八日被命、忤頂造江家督無相違被下置候段為心得相触候、早々順達可得其意候、已上

三月廿四日

役所 印

村々⁽⁸⁾

すなわち、高岡九郎治（九郎左衛門）は、明治三年二月十八日近江分領元⁹¹と小代官の職務を退いて隠居し、その家督と職務を次男頂造が継承したことを通知している。そしてこの文書の別紙で天野善太夫が「天野善夫」と、さらに天野四郎造が「天野景彦」とそれぞれ改名したことを分領十一カ村に知らせている。おそらく「天野善太夫」とは天野善太郎のことであろう。何れにしても彼等が幕末以来廃藩置県に至るまで、川越藩（藩庁前橋移転後は前橋藩）近江分領の実質的な支配に当たったことが明らかであろう。

そして『聞集録』の情報収集の観点からいえば、巻四十壹に嘉永五年十一月廿五日、老中阿部正弘の指図で町奉行池田播磨守（頼方）が西丸広敷添番石橋伊兵衛ら多くの幕臣を職務怠慢の罪で追放・江戸払いを申渡した文書が載っている。これらの文書は「右阿摩楚江戸親族より廻」ったもの

で、編者は翌嘉永六年「丑正月廿二日」に写取っている。「阿摩楚」は江戸在住の「遠藤氏」と懇意な交際をしており、ベリ―艦隊渡来の際も、直後の六月十五日付で、いち早く詳細な川越藩始め諸藩の対応振りを報知し、その文書件名に編者は「江戸遠藤氏より天野氏江来書之内」（巻四十三）と記している。つまり、「阿摩楚」とは高岡九郎左衛門の同僚である天野善太郎をいうのである。なおこの「遠藤氏」は川越藩重臣の家来とおもわれ、別な情報提供者に江戸在勤の「肥後藩医遠藤見龍子」（同上）などがいる。また、巻四十九に「所司代脇坂淡路守殿より二条御番頭江御達書」が収載されているが、これは「右波羅多ヨリ廻来ル写」とある。この「波羅多」は前述した配下の原田東次郎（元京都下代・銃隊）を指すものとおもわれる。巻七十九には「大津駅問屋之話」を収録しており、編者高岡九郎左衛門は、自らの職域周辺の人脈にもたらされた情報も積極的に吸収していたことが知られよう。

（三）川越藩大坂勘定所元⁹²と近江分領

次に『聞集録』に頻繁に登場し、大坂の大小の火災などを迅速かつ正確に京都に報知していた「浪華保志性」（星）の経歴とその職務、あるいは高岡九郎左衛門ら近江元⁹³との関係をみていこう。

「天保四癸巳給帳」⁹⁴に大坂在勤に星善平の名がある。星は「米八石三人」扶持で、そのうち一人扶持は「勤之内」となっている。星は、この天保四年「六月二日小役人江御取立、御擬作並之通被下置大坂」と、川越藩大坂詰の小役人に抜擢されたのである。それより「嘉永五壬子給帳」⁹⁵をみると、星善平の名が見えたらず、代わりに大坂在勤に十四石四人扶持の「星隼太」が登場する。

嘉永四年善平は病没し、四月二日星隼太が父の遺跡を継承したが、既に隼太は前年十二月六日、江戸藩邸に出頭して藩執政部及び勘定奉行らから「元⁹⁶添」役より「元⁹⁷本役」を命ぜられていた。⁹⁸そして同年十二月二十

七日、「上方取扱向深切之処より人氣も宜」しいとして、「一石加石された。また、彼の弟星弁之助も「去暮以来上方取扱向事多之処出精相勤」⁽⁸⁶⁾めたとして二百疋頂戴している。このときの弁之助の職務は「大坂御勘定処加勢元ノ添役場」とある。したがって「会所」ないし「会処」とは、「大坂勘定所」を指し、この大坂勘定所の元ノが星隼太で、それを加勢する「元ノ添役場」として弟の弁之助が勤務したのである。

星弁之助は嘉永七年「大役人江召出」され、安政二年六月には「別家ニ申付」られて、兄の家から独立して別に十二石四人扶持を与えられ、翌三年二月二日正式に「会所元ノ添役」を申し付けられている。しかし同年夏以来、弁之助は「胸痛之症ニ而難治（中略）兼々虚弱之上右様難治之症ニ而全快之期も相見不申（中略）末養子仕候年齢ニ者無御座候得共、養子仕度」いことを川越藩庁に嘆願し、京都詰大役人で近江元ノの一人である天野善之助の「六男天野六郎」を養子に迎えたいとして、天野善之助・星弁之助連名で願書を提出した。弁之助はこの年九月二十七日死去したが、養子が認められ、十一月天野六郎は星弁之助の「大役人」席の遺跡を継承し、星六郎と名乗った。

さて、川越藩の大坂勘定所元ノと近江分領元ノが養子縁組するほどの緊密な関係であったが、それがどのようなものかについて少し触れておきたい。周知のように川越藩松平大和守家は、前橋入封早々四万両に近い借財と上方に十年来の借財があり、その後、相州沿岸警備などもあって、天保年間には四十万両という莫大な数字となり、その七割は江戸、京都、大坂、大津、関東筋の藩領外の豪商からの借財で、利子の返済だけでも容易なことではなかった⁽⁸⁸⁾。

安政元年正月の「丑十月より寅十月迄米金調帳」⁽⁸⁹⁾によれば、川越藩の十カ年平均の年収は、米十三万三千三百四十九俵で、このうち四千六百五十九俵は近江分領の収納米であった。その近江収納米は、「近江御取扱之分

定相庭ニ而、上方江為御任ニ付、代金ニ而金方元ニ立候」とあり、つまり定め相場でその運用を上方に任せていた。なお、この収納米は代金にして「千六百四拾両」とある。ところが、この安政元年現在の川越藩の惣借財高は、天保年間より更に一段と増加し、五十三万両余という巨額な数字に上っていた。その中で占める上方の「京・大坂・大津御借財」が約二十二万両もあった。その「但書」には「当時御取扱金四千八百九拾両」とみえる。

嘉永三年十一月、「大坂元ノ」の星善平が褒賞されたとき、「積年上方住居、独役之処」⁽⁹⁰⁾とあり、また安政四年暮、子息星隼太の褒賞の際も「独役ニ而大坂表御借財向取扱骨折」とあって、「独役」が特に強調されており、上記のような莫大な上方の借財処理を一手に取扱ったのが、大坂勘定所元ノを世襲した星一族であったようにおもわれる。星隼太について、藩当局が賞詞するたびに「取扱向深切より人氣も宜」く、或いは「上方御才覚向」⁽⁹²⁾きなどの表現をしばしば用いており、これは大名貸の豪商らとの金子借用や返済交渉の巧みな措置を指すのであろうか。前にも引用した「天保四癸巳給帳」をみると、京都では二十人扶持石野長右衛門を筆頭に十人扶持の三文字屋善兵衛・中村佐七・伊勢屋藤兵衛・藤屋金右衛門ら十余名の商人が並び、また大坂在住では三十人扶持升屋小右衛門を頭に、二十人扶持の山片平朔、十五人扶持の天王寺屋清右衛門、十三人扶持の芋屋弥一郎・油屋善兵衛・平野屋作兵衛、十人扶持の炭屋安兵衛・備前屋徳兵衛・上田清右衛門など二十数名が列記されている。これら商人の中でも、大坂の掛屋ないし蔵元は「御家中並」の扱いであった。そして「嘉永五壬子給帳」によると、彼等の多くが姓を許されていることが分かる。ちなみに、京都では三文字屋善兵衛が野瀬善兵衛と、藤屋金右衛門が小林金右衛門、伊勢屋藤兵衛が山本藤兵衛などと名乗り、大坂では升屋小右衛門が山片小右衛門、天王寺屋清右衛門が藪清右衛門、平野屋作兵衛が西田作兵衛、油

屋善兵衛が高木善兵衛、芋屋弥一郎が岡弥一郎、備前屋徳兵衛が磯川徳兵衛などと名乗っている。

職務上、京坂の豪商らとの交際は、大坂元ノ星隼太だけではなく、近江分領の収納米の関係もあって近江分領元ノ兼小代官である高岡九郎左衛門・天野善太郎らも少なからず関与していたものとおもわれ、こうした豪商等からもたらされた情報も『聞集録』の情報源となっている可能性が高い。

つまり、『聞集録』の情報網の中で、編者ともっとも懇意で、かつ情報提供も多い「矢摩元性」なる人物の特定は難しいが、その有力候補の一人が右の「山本藤兵衛」であり、さらに「野暁舟主」または「野瀬暁舟君」とも記される人物が右の「野瀬善兵衛」を指すのかも知れない。

なお、近江収納米は川越松平家との縁戚関係にある公家衆の財政支援とも密接な関係にあった。「天保四癸巳給帳」⁹³に、「御城代与力」の後に次のようにみえる。

一高式百石

桜井様

但被進候者近江御分領より相渡、尤當時於京都役処銀子渡

一高式百石

東園様

但右同断

一高式百石

藤井右京権太夫様

但右同断

すなわち、桜井家は羽林家、水無瀬支流で、蔵米三十石三人扶持の公家である。次いで、東園家はやはり羽林家、園支流で百八十石、また藤井家は吉田支流で蔵米三十石三人扶持である。これらの公家が松平大和守家と「御間柄様方」ないし「御一門様」であり、藩主の動静はその都度報知されていた。川越藩「京都役処」は近江分領の収入から割いて、それぞれ「二百石」分の銀子をこの三家に「御世話」していたのである。同様の記

載が「嘉永五千子給帳」⁹⁴にもみえるから、三家に対する財政支援はこれ以降も引き続き継続されていたものと考えられる。そして「京都役処」在勤の近江分領元ノ高岡九郎左衛門・頂造父子や天野善之助・善太郎父子らは、三家に対する財政支援を直接取扱っていたので、桜井供愛・東園基敬・基愛父子、藤井行学・行道父子などの当主はもちろんのこと、その雑掌などともかなり昵懇な間柄であったと推定される。こうした御一門の公家衆も朝廷情報の窓口の一つとなりえたのである。ちなみに尊攘派として鳴らした東園基敬の雑掌に「西村主殿」「山本奉膳」の名がみえる。

なお、星隼太は川越藩主松平直克の上洛費用五万両を新規に調達しただけでなく、禁裏御守衛の「御親兵」の派遣費用や上洛時の宿泊先など万般の処理を手配して三石加増されている。この時には高岡九郎左衛門父子や天野善太郎兄弟も星と共に活躍し、後に藩より褒賞されている。さらに明治元年二月十日、再度藩主松平直克上京の際、「今般殿様御上京差掛り要用ニ付、才覚之儀及頼談候処書面之金子調達、慥預申所実正也」⁹⁵と、二百両を近江分領安養寺村などの庄屋から借用している。その借用証文は高岡九郎左衛門・天野善太夫・小林鎮曹・星隼太・佐藤鶴右衛門・鎌田三郎太夫の連署であり、近江分領に対し京都留守居を始め近江分領元ノ、大坂元ノ、本藩元ノなどが一体となって責任を負う構造になっていたことが知られよう。

四 「聞集録」にみる高岡九郎左衛門の情報網

以下「聞集録」の編者高岡九郎左衛門をたんに編者と記載する。

『聞集録』の編者は当該期の公武間の政治情報と機密扱いの外交文書までも延々と筆録収載するが、これらの機微な情報の入手先を全く記していない。幕政を強烈に諷刺した社会民衆の動向を伝える情報も同じで、編者は政治弾圧の怖れを充分に知り尽くし、それなりの用心深さを以て筆録し

ていた。それでも前半から巻七十八辺りまではあちこちに諸情報の入手先や筆録した日付を記している。しかし後半になる程そうした編者の注記が少なくなる。

そこで収録情報を提供者別に頻度数の多い順に個別に整理してみると、まず五十六件の「矢摩元性」が筆頭で、それより十七件の「無羅嘉美」（村上）を始め「浪華保志」（星）、「浪華吉川」「桄曉舟主」「湖南中村氏」「山科老」（山科幸山主）、「阿摩桄」（天野）、「柴田養益老」「浪華橘香君」「水音念」「薩多志利君」「江戸飛脚屋」「半床庵」（多村耕造主）、「水口左近府生」「江戸遠藤氏」「小葉椰」（小林性）、「三井南陽君」「長屋氏」「伊良子氏」「ヒガシ氏」などと続き、僅か一件から数件だけのものを含めれば、その情報提供者は百二十人を超える。むろん、この他にも編者がしばしば使用する「去る方」としか表現できない差し障りのある特別な情報元も相当数あり、収載文書はむしろ入手経路を欠くものの方が圧倒的である。そこから考えてみても編者の情報網は多岐にわたっており、その情報提供者は百二十人という数字を遙かに超えていたと考えてよい。そして一度情報入手先として『聞集録』に登場した人物でも一般情報の場合は記載し、機密性の高いものほど経路には触れないという編者自身による選別と判断があったものと考えられる。

次に公武間の高度の政治情報をいかにして編者が入手したかの問題から考えてみよう。巻七十に安政五年四月、荒木伊右衛門江戸店手代より京都へ送った来状の写を収載しているが、そこには手代の手紙もあり、

(前略) 別紙半切ニ認候ものハ箱館役掛り之人より江戸同勤の方へ文
通之写ニ御座候。子細有之、右文通本書内見仕、即座ニ而手早く写取
書付ニ御座候。前後之文通略し、右之ケ條のミ拔取認候書付ニ御座候
間、其思召ニ而御一覽可被下候。先御状中ハ入封長崎表御触書之写と
是等之書付置ならべ江戸・京・長崎・箱館と遠境掛隔候事共一時ニ今

眼前二見る如く相覺申候（下略）

と、箱館・江戸間で往復する幕吏の書翰を抜き取って関心のある部分のみと、箱館・江戸間の書信と長崎の町触などを置き並べれば日本南北の景況を眼写し、これらに見るようだと、一般民衆の気持ちちが率直に語られている。たしかにこうして手紙が抜取られ、その写が出廻る場合も少なくなかったであろう。しかし、高度の政治情報を系統的にきちんと入手するためにはこうした方法とは適当ではないし、まして巧妙ともおもわれない。特に老中・所司代・武家伝奏間で行き交う公武関係の接点の文書を大量に『聞集録』に収録するが、もちろん編者はその入手経路を記していない。しかし仔細に検討すると無理なくそれらの情報を入力する方法が存在するのである。

卷五十三(安政三年)の記事に「当秋勅使参向之筈ニ候所関東大風雨ニ付参向無之事」と、暴風雨のため勅使下向中止の情報を記し、編者は「右美奈具知ヨリマハル」と注記している。この「美奈具知」なる人物について調べていくと、彼は「美名九知氏」や「水口近州」、または「水口左近府生」とも記されていることが判る。安政二年四月伝奏に宛てた所司代脇坂淡路守の達書写には「右書記方水口近州ヨリ廻ル。夏五朔写」(巻五十五)とある。これより先嘉永七年四月六日、宗対馬守が家臣平田庫之介と国分三左衛門を上落させ「禁裏准后江献上物并書翰被添伺天氣」ったが、この写の文末に「右坊城家書記方水口左近府生ヨリ廻ル、ウツス也」(巻四十九)と、坊城家の書記方水口左近府生より廻った情報と明確に記している。前権大納言坊城俊明は弘化二年正月より安政元年六月まで武家伝奏に任じており、さらにその子息坊城俊克も安政四年から六年二月にかけて議奏に任じ、続けて同年二月より文久三年六月まで武家伝奏を勤め、元治元年にも再勤している。したがってこの武家伝奏の任にある坊城家の、しかも「書記方」という極めて好都合な職掌にある者に周到に手を廻しておけば、比較的自然に情報が得られたようにおもわれる。しかし、こういう

公武関係や諸藩の情報ルートは一つや二つではなかったであろう。

ちなみに元治元年九月二十二日川越藩京都留守居鎌田三郎太夫が在府首脳に報告するところによると、京都藩邸が禁門の変によって焼失したこともあって、西本願寺や飛鳥井中納言、一門の公家衆の使者が見舞いに続々と来訪した。そうした訪問者の一人に「伝奏書記役塚本圖書」という名がみえる。『聞集録』には安政四年正月の朝廷人事の任免情報は「ツカ本」から廻り、翌二月所司代協坂淡路守より伝奏への達書写は「津賀毛登」(巻五十三)から廻った。この情報提供者は右の「伝奏書記役」塚本圖書に相違あるまい。川越藩京都藩邸はこうした正確な情報収集のルートを押さえていたのである。

だが、彼等のみから情報が流出したわけではない。文久三年七月二十一日夜、徳大寺家の家来滋賀右馬大允の居宅を浪士五、六人が襲撃し、逃げ遅れた妻は即死、本人も深手を負い二十五日に死去した。この記事の後に、編者は「此人先年徳大寺家永々伝奏御勤、最初より雑掌役相勤十八ヶ年無滞勤ル。雲州・松山等より扶持方生涯賜り居也」(巻八十六)と記している。ここにみえる滋賀のように公家家臣の中には、実際複数の大名家から扶持を貰っている者もいたのである。当然のことながら諸藩からみればこうした扶持の支給は種々の便宜供与だけでなく、情報提供への報酬でもあったと考えられる。ところで、川越藩京都藩邸にも年始の祝詞や見舞い、ご機嫌伺いの名目で罷り出る京都町奉行所や禁裏御附組の与力・同心・雑式が十名ほどいる。彼等へも何らかの手当が出ていたのかも知れない。⁹⁷⁾

そして編者は巻七十五に文久元年五月廿八日夜四ツ時頃に起こった東禅寺襲撃事件の記事を写し取っているが、この情報は「右六月四日出二而さる方へ来状写。同廿三日認、並河より」とある。したがって「去る方」の一つがここで判明する。「去る方」への情報は桜田事件の例をみても、正

確かつ詳細な江戸情報が多い。前述のように並河家は編者の親族であり、かつ三男靖之が養子に入っている。恐らく青蓮院宮(朝彦親王)へ報知したのは幕府高官か、もしくは懇意な在府の大名家ではないかと想像される。

さらに様々な政治情報の飛び交う場として留守居間の情報交換がある。

『聞集録』には「阿州類役」(巻三十壹)「類役樋口国矩」(巻三十七)「郡山類役今立六郎」(巻廿六)「作州類役」(巻三十八)「筑州類役」(巻五十三)「姫陽類役」(同上)「津山類役寛君」(同上)「雲州類役」(巻廿五)など多くの類役から廻った情報や借用した文書を収録している。この「類役」とは諸藩の同役、つまり直接には「京都留守居役」を指すが、編者はもう少し広義の意味で京都詰同勤の諸藩士をいっているようにおもわれる。これらの交流網は、例えば「和州江出張罷在候彦根藩より京詰同藩へ之来状写」(巻八十六)、「細川越中守殿江戸詰役より京都詰役江来状之写」(巻七十三)、「雲州様大坂御留守居大野丹治より京都同役高橋源藏江江戸御飛脚附合ニ而来状之由其文」(巻廿五)などの、いわば諸藩の内部文書をも入手を可能としたのである。こうした文書は同席組合で廻す「大目付廻状」や「留守居廻状」とは別途に、留守居の機能と交流網を基盤にして編者が独自に収集しているのである。ちなみに編者と懇意な情報元のひとつに「薩多志利君」という人がおり、彼から「琉球風説書」(巻四十二)、北京情報(同上)、「世の中辻うら」(吉原言葉)(巻四十三)などの諷刺、「亜魯英仏四州盟約書和解」(巻七十八)などを入手している。この「薩多志利君」は「薩藩多志里君」(巻四十九)、あるいは「薩州類役田尻殿」(巻四十三)とあって、薩摩藩京都留守居田尻次兵衛をいうのである。⁹⁸⁾

以上、編者の公武関係並びに諸藩情報の入手経路の一斑をみてきたが、「右者日野家記録之内相写候ニ付他見無用之事」(巻廿六)と記す写もあり、さらに「ヒカシ氏」「東門」「東門主」などと記す情報は東本願寺から

廻ったもので、編者は東本願寺の教団の組織網さえ巧みに活用していたのである。

次に外交情報収集についての細かな分析は紙数の関係もあって、別の機会に譲ることとし、ここではその『聞集録』に収録する情報の概要とその交流網を簡単に素描するだけにしたい。

編者は川越藩が相州沿岸警備という問題を抱えていたこともあって比較的早くから「漂流人一件」(巻九)「紅毛記事」(巻十二)「肥前長崎江ヲロシヤ船渡来雜書」(巻十四)などを写し取っている。対外情報の蒐集は卷三十六の弘化三年の「琉球国へ異船渡来風説」「浦賀異国船渡来」辺りの記事から始まっており、卷四十三の嘉永六年を契機として本格化する。ペリー艦隊来航の衝撃に伴い蒐集の関係情報が急速に膨張し、編者が筆録した嘉永六年の記事は一カ年だけで六冊となるのである。

『聞集録』に収録するさまざまな外交情報の中で、何といっても卷六十九から卷七十二に収載する「対話書」(応接筆記)が庄巻である。安政四年十二月から翌五年正月にかけて、幕府は蕃書調所において米國総領事ハリスと日米通商条約の交渉を十三回にわたって行った。その全部の応接筆記を写し取っているのである。維新後、太政官において種々の歴史編纂が開始されたが、そこで『聞集録』が珍重された理由の一半もここにあった。ちなみに『大日本古文書 幕末外国関係文書』⁹⁹に収録する日米交渉の該当部分をみると、その素材は『聞集録』を除けば、「外国奉行書類之内米國ハリス応接書」「堀田正睦外国掛中書類」「高麗環雜記」「堀口貞明筆記」など僅かに数種類があるに過ぎない。

このような幕府の内部情報をいかにして編者は入手しえたのであろうか。もとより機微にわたるこのような情報の入手経路を編者は記しておく筈がない。編者は卷七十壹に安政五年七月八日、老中より大小目付及び勘定奉行・勘定吟味役へ外交情報の漏洩に関し次の指示を与えたことを写し

取っている。

異国船渡来ニ付人耳を立候時節ニ候処、国持衆を初御役人江結懇意、事実之儀承度存意之者も有之哉ニ相聞如何之儀ニ有之、全 徳川家御所置之儀者表方等表向被行候迄者格別内論之評議事之儀、成行等前以相知れ候様ニ而者人心之障ニ茂相成事故、以来表大名衆より附合之儀者勿論御譜代之衆と雖御用筋堅相漏し申間敷候

つまり職務上の機密は施行前に知られては人心にも影響するので譜代大名であっても決して洩らしてはいけないというのである。幕府が留守居の活動を規制(卷八十二)し、また対外情報についても興味を抱く武士層を含めた多くの一般知識層に強い警戒心を持っていることを、編者は熟知していた。しかし、実際には一般知識層の中にペリーの渡来後の江戸でも「遷都之貴説御尤ニ奉存候。此地にても思ひ々々勝手次第な事をいふ時節ニ相成おかしく奉存候」(卷四十六)と認識している者もあったし、また筒井政憲書通の写には「実説流言多く、其儀ニ拘らざる者迄も年来異国之議論ニ及び」(卷四十七)と、対外問題への一般の関心の強さを伝えている。編者及びその情報交流網を形成する人々は幕府の規制を充分知りながら、敢えて外交情報の積極的な入手を意図していくのである。

編者の対外情報ないし外交情報の入手先で、諸藩の京都留守居を除き、『聞集録』に記載されている人々をあげておこう。「江戸遠藤氏」「矢摩元性」「阿満塾」「湖南中村豊矩」「荒木伊右衛門江戸店手代」「小島」「村上」「野映舟主」「青木氏」「瀧口家」「内田氏」「長屋氏」「高階」「浪華吉川性」「浪華橘香君」「山房」「平井俊三郎」「白山散人」「逐手風」「鴨下田氏」「こう田氏」「樵木丁高島氏」「京橋林」「去ル方」などである。実名か変名か、はたまた雅号か、よく判らない人も少なくない。

この中にみえる「逐手風」とは相撲年寄「追手風喜太郎」のことで、彼は玉垣額之助と共にペリー渡来に際し幕府より御用懸りを命ぜられ、「ア

メリカ先生より献上之品者蒸氣車と申陸地を火術ニ而走り廻り候」(巻四十六)など米国側の献上品まで詳細に在京の「木ヤ丁高階方」へ報知した情報が廻ったものである。そして注目すべきは京都在住の「檜林」で、彼は長崎通詞檜林氏の縁戚とおもわれ、「長屋氏」と同じく屢々長崎在住の知人と文通し、長崎通詞の生の情報を得ている。

また大坂在住の「橘香君」からは多くの外交文書の和解を入手しており、編者は「長崎秘稿本抜萃」(長崎通詞問答之趣申上書)を写した注記に「右浪華橘香君より此頃の異国沙汰而已書冊廻り候ニ付、うつし置候様にと」(巻四十)とある。つまり、編者は大坂の「橘香君」から最近外国情報のみ書冊が廻ってくるが、これを写し取って置くようにといわれているのである。ここに外交情報に関し編者に影響力を持つ「橘香君」なる人物が浮上する。しかし、これは誰を指すのか今の処判らない。

とまれ、これらの情報元を考慮しながら前記の『聞集録』所収の「対話書」の多くと『大日本古文書 幕末関係文書』掲載の対話書を比較校訂してみた。そうすると文字の異同を除外しても、前者の文章のいくつかは文段が結びついていたり、脱文の箇所があったり、さらに後者に含まれない文章さえ入っていたりして、到底幕府に提出された正規の対話書ではないことが判った。おそらく翻訳に当たった通詞の未完成草案の写しが出流し、それが伝写されたものではなかったろうか。しかし、たとえ草案であっても、編者を含む情報網を形成する京坂の人々にとって、日米の通商条約交渉が幕府によってどのように進められ、その中で京都・大坂がいかに位置づけられているかを多大な関心を以て読むことができたであろう。つまり、編者を始めそれらの情報網を構成する人々は幕府当局の対米態度とその交渉の一挙手一投足を冷静に注視し続けていたのである。

次に一般情報の中でも特に重要と思われる火災情報などは誰からどのように入手していたのか具体的にみていこう。弘化三年正月十五日の江戸大

火については「右飛脚やより為知也」とあり、同年三月廿一日下谷池之端の松平出雲守屋敷の出火と翌廿二日の本郷御弓町永井大之丞の屋敷の出火については「四月五日申来ル」(巻三十六)とあって、火事当日から余り間を置かずに飛脚屋よりその情報を受け取っている。そして嘉永三年二月五日の江戸の大火について「戌二月八日着、江戸屋より為知写」(巻三十九)とあって、即座に「江戸屋」から入手し、またその後も安政五年二月十日の江戸の大火は「二月十五日江戸飛脚やより」(巻七十)情報を得ている。ここに登場する「飛脚や」「江戸屋」は江戸定飛脚問屋「江戸屋安右衛門」を指し、そこから江戸の火災情報はそのつど「為知」るシステムが相当早くから出来ていたのである。その他にも文久三年江戸三井本店の出火について「三井南陽君」から情報を得ており(巻八十七)、天保九年三月の江戸城西丸の焼失についても「サル方より来状之写」(巻廿六)で同月中に入手している。

また大坂の大小の火災を始め地震や津波、盗賊などの災害情報の詳細は、弘化三年十一月以降殆ど「浪華保志」より通知されている。ちなみに二つだけ例を示すと、弘化三年十一月三日の大坂大火については「右焼絵図等浪華保志氏ヨリ廻ル」(巻三十六)と記し、さらに嘉永五年十一月十九日の大火については「右嘉永五壬子年十一月十九日大坂大火御調書星氏より廻ル」(巻四十二)と即日被害調書を保志(星)より受け取っている。この「保志」という人物は、前述の大坂勘定所元ノの星一族を指すのである。

さらに嘉永三年八月の江戸中大雷は「天野家」(巻三十九)より、また安政二年の江戸大地震については、江戸の「堀井氏」(巻五十壹)から入手し、弘化四年の信州大地震については「川島氏」(巻三十七)より写し、その他にも「黒田直尋」や「宇野」(巻四十九)からも地震関係の文書を写し取っている。そして安政五年の「秋流行病諸国夥敷ニ付江戸表おひて

御触書」は「町年寄役所」(巻七十)で筆録し、弘化三年七月の江戸の大洪水の被害については翌八月三日に「小葉やし」より借用して写した(巻三十六)。したがって編者は、政治都市江戸の災害情報は「飛脚屋江戸屋」(経済都市大坂の災害情報は「保志」という正確かつ迅速なパイプを持ち、またそれを補完する情報提供者の交流網も幅広く築き上げていたことが知られよう。

ここで述べた編者の情報網はその一端であって、これに尽きるものではないが、その主要なところを説明できたと思う。最後に並河徳子氏が語る編者高岡九郎左衛門の風貌を紹介しておきたい。

祖父の九郎左衛門という人は仲々の器量者で、且理財の道にも長け、大いに家産を起こした。その娘達は、その頃、東海道筋でも聞えた豪家と云わるゝ家と縁組をさせたので、一門の繁栄を計るといった風な随分の利け者だったそうで、従つて自分自身の生活等には思い切り贅沢に華かなものがあつたらしく、祇園の井筒屋に扇の間を拵えてやつたと云う話も残っている。従つて交際等も広く派手であり、茶道を久田半床庵についたのであちこちのお茶会にも毎日のように招かれて、持つて帰つたお料理が、幼かつた父達の朝のお菜だったと云う位に恵まれた環境に育つたものです^(註)

〔註〕

(1) 東京大学史料編纂所所蔵。以下、引用史料は特に断わらないかぎり、この『聞集録』からの引用である。

(2) 東京大学史料編纂所所蔵。

(3) 東京大学史料編纂所所蔵。

(4) 東京帝国大学史料編纂所所蔵。その「巻之一」は明治四十三年三月初版発行。その後、昭和四十七年二月、東京大学出版会復刻発行。

(5) 東京大学史料編纂所所蔵。

(6) 文部省維新史料編纂事務局編纂、昭和十二年(同十四年初版発行(昭和四十一年東京大学出版会復刻発行))。

(7) このような諷刺的落書類を編述したのもっとも早い時期の著作に桜木(沢田)章氏の『側面觀幕末史』(明治三十八年九月刊行、東京大学出版会より「続日本史籍協会叢書」の一部として復刻)がある。藤井貞文氏によれば、本書は最初「滑稽文学より観たる幕末史」と題したもので、幕末期の諷刺画・落書・張紙・ちよばくれなどを資料として紀事本末体の幕末史として書いたものであったという。小西四郎氏は、本書復刻版の解題で「いわゆる『幕末正史』とちがつて、民衆史的角度乃至は視野のもとに幕末史を検討する上での、史料の宝庫であるといつても過言でない」と激賞されている。『聞集録』にはこの種の史料を多数含むこととその各冊に「東京大学図書」「東京帝国大学図書印」などの押印のあることから、同図書館に長年勤務された桜本章氏は本書編述の素材のひとつとして『聞集録』も大いに活用した可能性が強い。

(8) こうした幕末期の「風説留」の先駆的研究のひとつに、紀州日高郡の在村医師羽山大学の『彗星夢草子』を分析素材とした宮地正人氏の「幕末政治過程における豪農商と在村知識人——紀州日高有田両郡を視座として——」や「風説留から見た幕末社会の特質——「公論」世界の端緒の成立——」(同氏著「幕末維新期の社会的政治史研究」に収録、一九九九年三月岩波書店発行)がある。そのほか関連する主な研究を列挙すれば、岩下哲典・真栄平房昭両氏編『近世日本の海外情報』(一九九七年五月岩田書店発行)、岩田みゆき氏「志士と豪農——そのコミュニケーション活動——」(『埼玉地方史』第十三号、一九八二年)、太田富康氏「幕末期における武蔵国農民の政治社会情報伝達」(『歴史学研究』第六二五号、一九九一年十一月)、中井信彦氏編『片葉雜記——色川三三黒船風聞記——』(一九八六年慶友社発行)、阿部政寛氏「堀口貞明の思想と行動」(『横浜開港資料館紀要』第八号、一九九〇年三月)、高部淑子氏「幕末期京都町人にとって

の情報」(『論集 きんせい』第十三号、一九九一年)、吉田雅恵「幕末における民衆的情報伝達ルートについての一考察―備中倉敷村庄屋文書を中心として―」(『岡山県史研究』第十号昭和六十三年)などがある。また最近、坂東俊彦氏「幕末期における情報化社会の成立と展開―石清水八幡宮社士・河原崎家を手がかりにして―」(『奈良史学』第十六号、一九九八年)を始め、杉本耕一氏「幕末期商人の情報伝達―越後縮問屋の出役書状を素材に―」(『青木美智男・阿部恒久編『幕末維新と民衆社会』一九九八年十月高志書院発行)、竹松幸香氏「加賀藩文化ネットワーク―近世後期の儒者・金子鶴村の事例―」(『ヒストリア』第一六一号、一九九八年)らの個別的研究も続々と発表されてきた。このように情報収集と伝達に関連する論文は多数みられるが、「風説留」の一つひとつを掘り下げた研究は未だそれほど多くはない。しかし、情報史料である「風説留」がなぜこの時期全国的に多数散在するのかという問題を考えれば、そうした膨大な「風説留」があることじたい、宮地氏の指摘するように政治情報が必要とした需要層の存在があったことを意味する。種々の「風説留」の解明と事例の積み重ねが、今後の維新史研究の重要な課題のひとつといえるであろう。

(9) 『国書総目録』第七卷(昭和四十五年九月岩波書店発行)

(10) 『聞集録』について簡単に説明を加えておきたい。『聞集録』は百八冊からなり、和綴本で平均して一冊が七十丁前後、殆どの冊数が縦二三・一センチメートル、横一六・七センチメートルであるが、若干冊縦の長さが一センチ程大きいものもある。各冊とも本文は美濃紙を袋綴じにして用い、厚紙の表紙に「聞集録」の書名を記し、その下に特集事項の個別件名ないし収載史料の年代を墨書している。また表紙の右端上部に「蔵書百七号 高岡義質献本 百八冊之壹」というように、朱筆で高岡義質献本とその巻数を明示した付箋を全冊に貼付している。さらに見開きをみると、「東京大学図書」「東京帝国大学図書印」「史料編纂所図書印」などの大型の官印を押捺し、本文最初の頁の上段には、

やはり「歴史課図書印」「修史局図書印」の二つの大きな官印を並置して押している。この押印からみて『聞集録』は、当所太政官正院歴史課の所蔵本であったこと。それより修史局、東京帝国大学図書館をへて、現在の東京大学史料編纂所に継承されてきたものであることが分かる。

明治五(一八七二)年十月、歴史課は太政官正院記録課の分局として設置され、ついで明治八(一八七五)年四月組織を拡充して修史局となる。したがって『聞集録』はその後百数十年の星霜を経過したことになるが、明治前期以来大事に利用され続けてきたものと見え、欠本や本文の虫損もなく、高岡義質が献本した当時の姿をそのままよく伝えている。もっとも全冊の巻末に「高岡家蔵」の大型の印を押捺しており、旧蔵先の高岡家でもかなり大事に取り扱われたものと想像される。そして本文は青蓮院流(御家流)の書法で流れるように書かれており、筆録者は余程の能書家であることが判る。文字から見ると廻覧後綴じ込んだものと子息今太郎が写し取ったものを除き、その殆どが編者の筆跡と推定され、したがって『聞集録』百八冊の編集は、一人の手になるものと考えられる。

(11)

『聞集録』はなぜ百八冊で筆を置き、この冊を以て終冊としたのか、疑問である。つまり、幕末維新の変革は第二次征長の解兵、さらに兵庫開港の勅許はたしかに幕末政治史の一つの転機をなすが、衆知の如くこれより大政奉還運動、さらに王政復古の政変、そして鳥羽・伏見の戦争を契機に関東はもとより、東北から蝦夷地を巻き込む全国的な大動乱に発展する。それだけでなく編者を始め長年在京する人々にとって大坂還都論や天皇の関東への行幸、東京奠都なども大変な衝撃であったに違いない。そしてこれ以後も政治的変革に限ってみただけでも、版籍奉還から廃藩置県へ、引き続き幕府廃絶にもまさる諸大名の封建的土地領有制と身分制が否定される未曾有の社会的大変革が現出する。こうした筆録すべき記事の頗る多い中で、なぜ百八冊、慶応三年五月末で筆を絶ったのか、容易に理解出来ないのである。

編者は慶応二年現在六十四歳であり、次男高岡義質に家督を譲り隠居したのが明治三年三月二十四日のことである。つまりそれまで九郎左衛門は現役であったわけである。そして高岡義質が父の多病とその看病を理由に京都府出仕を辞職したのは明治八年のことであった。このような事情を考慮すれば、なにを筆を慶応三年で絶つ必要はないのである。

その謎を解く鍵が、義質の孫、並河徳子氏が後年語った「明治聞集録と云つて、今日で申せば当時の新聞の様なものを手記で編まれたと聞いて居ります」(並河徳子氏遺稿『父を語る』自家版)という文章に含まれているように思われる。高岡義質が太政官に献本した『聞集録』百八冊の内容はすべて幕末期のもので、明治期は一切含まれていない。しかし、実際徳子氏が「明治聞集録」と回想したように、冊子に整頓しない各種の情報綴りが維新以降まで多数残っていたのではなかろうか。つまり、きちんと冊子に整頓された幕末『聞集録』は太政官に献納され、それ以外の明治『聞集録』は未整頓のまま、なお九郎左衛門が情報収集を続けていたと考えるのが自然ではないか。これほど各種の情報収集に専念した九郎左衛門が途中でこうした関心を放擲したとは考えにくいからである。その後、明治になって京都より一旦近江の六地蔵村に引き揚げた高岡九郎左衛門も明治十一年に没し、高岡家も時代の変遷と共に浮沈もあつてか、現在高岡家にはそうした史料綴りは残っていない。

(12) 「維新日誌」巻九(石井良介編『太政官日誌』第七巻所収、昭和五十六年九月東京堂出版復刻版発行)。この記事は宮地正人氏のご教示による。

(13) 『太政官沿革志』八「記録局沿革」(日本史籍協会編、昭和六十二年二月東京大学出版会復刻発行)。田中正弘「外務省記」作成の背景とその史料性格「外務省記」解題目録」所収、平成十年十月雄松堂出版発行。

(14) 修史局筆記(東京大学史料編纂所所蔵)

(15) 「京都府官員履歴」判任官履歴書第六(京都府総合資料館所蔵)

(16) 同「京都府官員履歴」

(17) 「明治八年中司願伺届 簿書掛」(京都府総合資料館所蔵)

(18) 同「明治八年中司願伺届 簿書掛」

(19) 埼玉県民部県史編さん室編『埼玉県史調査報告書 分限帳集成』(昭和六十二年二月埼玉県史刊行協力会発行)。川越市総務部市史編纂室編『川越市史』第三巻近世編(昭和五十八年十二月発行)。

(20) 同右『川越市史』第三巻近世編及び前橋市史編さん委員会編『前橋市史』第二巻(昭和四十八年八月前橋市発行)

(21) 「旧高田領取調帳―近畿編」(木村礎氏校訂昭和六十三年十一月近藤出版社発行)

(22) 前掲『前橋市史』第二巻六四一―六四三頁

(23) 同右 三三一―三三三頁

(24) 「聞集録」巻三十三所収文書。編者は村替えの幕命を筆記し、「右卯七月十一日年寄中より相廻ル写」と朱註を加え、この情報は川越本藩年寄より報知されたものであることを記している。

(25) 前掲『前橋市史』第二巻六五六頁。

(26) 前掲『埼玉県調査報告書 分限集成』。

(27) 川越市総務部市史編纂室編『川越市史 史料編 近世I』(昭和五十三年十月発行)及び前橋市史編さん委員会編『前橋市史』第六巻(昭和六十年二月前橋市発行)などに収録。

(28) 同 右

(29) 前掲「明治八年中司願伺届 簿書掛」。

(30) 「御家中善事寄」(前橋市立図書館所蔵『前橋藩松平家記録』)。

(31) 「川越 記録」安政三年七月十一日条(『前橋藩松平家記録』)。

(32) 「前橋藩政度」前掲『前橋市史』第六巻八九六―八九九頁。

(33) 前掲「御家中善事寄」。

(34) 同「御家中善事寄」。

(35) 「川越 記録」安政四年(『前橋藩松平家記録』)。

(36) 栗東町史編さん委員会編『栗東の歴史』第二巻近世編(平成二年三月栗東町役場発行)及び同委員会編『栗東の歴史』第五巻資料編Ⅱ(平成七年三月同町役場発行)。木村至宏氏監修『図説 近江の街道』(一九九四年七月郷土出版社発行)。

(37) 『近江栗太郎志』(大正十五年六月滋賀県栗太郎役所発行)二四五―二四六頁。

(38) なお、高岡家の菩提寺浄玖寺に、長男猪馬太郎(今太郎)の墓がある。高岡家の過去帳によれば、彼は明治三年三月六日病没し、齢は四十五歳の壮年であった。得定院深養秀俊禅玖居士という諡号に彼の諱「秀俊」が入っている。

「慶応三卯年十一月 卯歳御勘定帳 六地藏村伊勢落村」(栗東歴史民俗博物館所蔵「里内文庫」の内、同館の岩永篤彦氏のご教示による。)に収録する「御代官様 御役所」宛ての庄屋・年寄り百姓連名の文書に「猪馬太郎」も加わっているが、名前だけの百姓と異なり、彼は「高岡猪馬太郎」と姓名を記している。そして猪馬太郎の妻は明治元年六月二十四日に亡くなった。高岡家は当主夫妻相次いで亡くなり、その後、猪馬太郎の長男政一郎氏が跡を継いだ。「明治五年 栗太郎第四区六地藏村番屋敷取調帳」(「里内文庫」)によれば、高岡政一郎の屋敷について「八拾四番屋敷居住、同居兩人」とある。そして前年の「明治四年末九月戸籍人員取調書上帳」(同里内文庫)に「農 高岡政一郎 老男男」とあり、そして別の所に「寄留人士族高岡頂造父 高岡九郎治 娘なを 二人 内男老女老人 右高岡政一郎方ニ寄留罷在候」とある。したがって九郎左衛門は士族身分の家督を次男頂造に譲った後、郷里六地藏村梅木に退隠し、父母を亡くして独りとなった孫の政一郎の屋敷に娘の「なを」と共に身を寄せていたことが知られる。「なを」は翌年甲賀郡第一区菩提寺村の瀧池為右衛門に嫁いだ。なお、政一郎氏は昭和十七年三月七日八十四歳で亡くなっている。

(39) 高岡義質は、京都府十四等出仕を辞した後、一旦父九郎左衛門を伴って郷里六地藏村へ帰省した。これは兄猪馬太郎と嫂とも亡くなっていたため、父の世話ということもあったのかも知れない。義質は後年久邇宮家に仕え、直心影流の達人で大日本武徳会の師範であったという。久邇宮家の勤仕は、朝彦親王に長年近仕した実弟並河靖之の勧めであったかも知れない。彼の墓は京都の真如堂にある。諡号は「正覚院清空泰山義質居士」、明治三十八年二月廿一日没した。高岡昌市・並河靖之氏のご教示による。

(40) 並河靖之は、維新後、「七宝焼」の製造を始め実業家として成功。明治十二年京都府勸業場御用掛、同二十二年日本美術協会会員、翌年京都美術協合理事としてその後三十年間にわたり活躍し、この間帝室技芸員や大日本武徳会常議員、各種博覧会の審査委員を兼ねた。昭和二年五月二十四日八十三歳で病没した。

(41) 並河徳子著『父を語る』(昭和三十八年自家版)。この資料は、故並河徳子氏が養父並河靖之の事蹟を回想したもので、幕末期の高岡家のみならず青蓮院宮やその家臣並河家の内情にもしばしば言及しており、史料的高いものとおもわれるので、何れ別の機会に紹介することとしたい。この資料は高岡昌市氏にご教示頂き、掲載に当たっては並河靖之氏のご快諾を頂いた。

(42) 「高岡家過去帳」、「高岡系譜略」とも高岡昌市氏所蔵。

(43) 前掲『父を語る』

(44) 前掲『栗東の歴史』第二巻一三八―一四五頁。八日市市史編さん委員会編『八日市市史』第三巻近世(昭和六十一年三月八日市市役所発行)一三六―一四九頁。財団法人滋賀県同和问题研究所「岩越家文書」編集委員会編『近江国蒲生郡岩越家文書(上)―村の成立と景観―』(一九九四年三月同委員会発行)一三三―一五一頁。

(45) 前掲『栗東の歴史』第二巻

(46) 幕末期か明治前期か不明だが、高岡家には、多くの豪農の例に漏れず、栗東

の駅から自宅まで他人の所有地を通らずに行くことができたと伝えられ、それが後年事業の失敗と豪奢な生活が重なり家産を傾けたという。

(47) 前掲『父を語る』

(48) ここで並河徳子氏の語る「水口藩家老杉本家」についても触れておこう。杉本家は、水口藩の中士の家で、取次格を勤めた弥太郎、物頭を勤めた仁兵衛と続き、徳子氏の語る「杉本札」は、この仁兵衛が隠居して、その跡を継いだ養子の宗意を指すものと思われる。宗意(札)は、寛政九年三月一日養父の家督を継ぎ禄高七十石を食み、大手席に属した。宗意は極めて有能な人物であったとみえ、徒士頭格・取次格・物頭格・御用場席見習格と昇進を続け、それより近習・町奉行・物頭・大目付・番頭・用人と進み、年寄衆である家老・中老に次ぐ席次である「御用場」席にあった。最終の石高は百六十石、用人職の役高は別に七十石で、宗意は嘉永五年二月二十四日に病死した。その跡を藤三郎(総三郎・定・札・宗朝)が継いだ。安政二年正月七日江戸で病死した。高岡九郎左衛門もこの安政二年参府しており、このときの参府は何か関係があるのかも知れない。その後、杉本家は九歳の大吉が家督を継承し、近習・徒士頭格を勤め明治に至っている。この水口藩士杉本家については、水口町立歴史民俗資料館の米田実氏のご教示による。

(49) 永原典膳は天明四年四月十日に死去し、その墓は高岡義質・君子夫妻の墓と並んで京都の真如堂にある。

(50) 大名留守居は江戸は勿論であるが、その他に京・大坂・長崎に設けた藩もあった。その総体的な研究には、服藤弘司氏の大著『大名留守居の研究―幕藩体制国家の法と権力―』(昭和五十九年二月創文社発行)を始め、留守居組合の機能を分析した笠谷和比古氏の「大名留守居組合の制度史的考察」(『史林』第六十五巻第五号一九八二年九月)があり、その他個別の研究に山本博文氏著『江戸お留守居役の日記―寛永期の萩藩邸―』(一九九一年七月読売新聞社発行)、次田元文氏「岡山藩の留守居について」(『岡山地方史研究』六四、一九

九〇年)、永峯信孝氏「天保期における岡山藩大坂留守居」(『日本歴史』第五九八号、一九九八年三月)、白石良夫氏著『最後の江戸留守居役』や山本博文氏著『長崎聞役日記』(一九九六九年筑摩書房発行)などがあげられよう。

(51) 前橋市史編さん委員会編『前橋市史』第六巻(昭和四十八年八月前橋市発行)及び前掲『埼玉県史調査報告書 分限帳集成』

(52) 同右『前橋市史』第六巻

(53) 同『前橋市史』第六巻

(54) 「御家中善事寄 天保八年より弘化元年」(前橋市立図書館所蔵『前橋藩松平家記録』の内)

(55) 同右および『天保武鑑』『安政武鑑』(東京大学史料編纂所所蔵)

(56) 「記録 川越」安政三年九月(前橋藩松平家記録)

(57) 同「記録 川越」安政三年七月(前橋藩松平家記録)

(58) 前掲「御家中善事寄」

(59) 前掲『前橋市史』第二巻六六頁

(60) 「上野前橋松平直方家記 追加全」(東京大学史料編纂所所蔵)

(61) 「記録 川越」安政二年七月十二日(前橋藩松平家記録)

(62) 「嘉永一丁三年 日帳」及び「元治元年 日帳」(前橋藩松平家記録)

(63) 「文久三年 日帳」(前橋藩松平家記録)

(64) 例えば松平直克が上洛から幕府軍艦にて無事江戸へ帰還した翌日の元治元年五月十一日、在府の指導部は京都の鎌田に宛て、二條関白始め一橋慶喜・近衛前関白・京都所司代・一門の公家衆への挨拶の使者を命じている(「元治元年日帳」『前橋藩松平家記録』)。

(65) 「記録 川越」嘉永三年十一月(前橋藩松平家記録)

(66) 前掲『旧高旧領取調帳―近畿編―』

(67) 「元治元年甲子年四月 御地頭様御用状写并ニ書物類写 安養寺村庄屋民蔵」この文書については、関西大学図書館シリーズ第二十四輯『関西大学所蔵近世

文書目録 その一(昭和六十二年三月発行)を参照のこと。

(68) 同 右

(69) 「花洛羽津根」(文久改正都羽津根大全)〔新撰京都叢書〕第二巻所収、昭和六十一年三月臨川書店発行。

(70) 「六地藏村年貢割付状」(栗東歴史民俗博物館所蔵「里内文庫」の内)。「里内文庫」の関連史料については、同館の岩永篤彦・片岡豊裕両氏のご教示を得た。

(71) 前掲「前橋藩政度」『前橋市史』第六巻所収。

(72) 埼玉県編集『新編埼玉県史 通史編4 近世2』(平成元年三月発行)七〇九〜二一〇頁及び前掲『近江国蒲生郡岩越家文書(上)―村の成立と景観―』。

(73) 前掲「御家中善事寄」

(74) 「文久二年 日帳」十一月〔前橋藩松平家記録〕及び前掲「前橋市史」第二巻二二六〜二二七頁。

(75) 前掲「御家中善事寄」

(76) 同「御家中善事寄」

(77) 前掲「前橋市史」第二巻二二六〜二二八頁

(78) 天野については、父善之助の経歴から説明しよう。「天保四癸巳給帳」(『前橋市史』第六巻)をみると、京都在勤者に既に「米七石 三人」の善之助の名があり、「嘉永五壬子給帳」(同上)によると、善之助は「酉年八月廿四日家内引ひ、京都表江引越候」とあって、すでに己酉の年、つまり嘉永二年家族も共に京都へ引越していた。嘉永五年迄に彼は十二石四人扶持に増加され、このときは「格」席であるが、後に近江元ノの職務にあった。ところが、天野善之助は安政四年六月十七日病死(記録 川越「安政四年」)したため、同年九月十日、善太郎は亡父の遺跡相続を認められ、「近江御分領元ノ」と「小代官之場相心得」るよう申し付けられ、在勤中「大役人格」の席次になった(同上)。既に天野善太郎は、父善之助在世中の安政三年「役所加勢手伝」(「御家中善事寄」)をしており、翌三年正月十二日「近江御分領地上ヶ掛元ノ処加勢兼帯御

雇申付三人扶持」(記録 川越「安政三年」)を給せられ、父善之助の下で田地の地上げ改良工事など村方の行政に関わり、経験を積んでいた。

こうして天野善太郎は万延元年十二月二十七日、「当年湖水縁杉江・下物向村稀成洪水ニ付、度々出役、上郷九ヶ村違作之所申論方行届、無滞上納ニ相成、其上御弘米之義ニ付格別心を用ひ」(記録 川越「万延元年」)たとして、三百疋下賜されている。琵琶湖の洪水による凶作の中で、百姓を説得して年貢を皆済させた天野の手腕も相当なものだが、当然そうした年貢上納の過程で村方の強い要望もあったのであろう。その後、天野は「杉江・下物向村地上御普請」に精力的に取り組み、文久二年暮「出精ニ付貳石」加石されている。それに比べ同じ小代官ながら高岡九郎左衛門はこのとき「御上下」のみを頂戴した(「御家中善事寄」)。同年、高岡頂造は「近江并京役所加勢」(記録 川越「文久二年」)を申付けられた。九郎左衛門・頂造父子は近江分領支配に関係する仕事だけでなく、京都留守居の職務に関わる諸情報の収集も手伝っていたのではないかとおもわれる。また天野の弟天野四郎造も同年二月「算筆剣術出精其上老母江仕方宜旨奇特」として三百疋下賜された。四郎造は五月には「直心影流免許」(「御家中善事寄」)となった。

(79) 前掲「前橋藩政度」『前橋市史』第六巻所収

(80) 「午年 年貢割付状 六地藏村」(前掲「里内文庫」の内)

(81) 「明治三庚午年正月 御用留并諸願帳 近江国栗太郡六地藏村 庄屋八郎兵衛」(同「里内文庫」の内)

(82) 前掲「前橋市史」第六巻、二五〇頁

(83) 星善平は、嘉永三年五月二日、「会所元ノ本役」を命ぜられた。そして子息の星隼太もこの日「会所元ノ添役」を申し付けられ、しかも「大役人江召出」(「川越 記録」嘉永三年)されることになった。それから間もなく、星善平は病気を理由に役儀罷免を願ひ出て、同年十一月これを許された。川越藩の老中・年寄ら執政部は川越表に星善平の名代を呼出し、「積年上方住居独役之処、

御時節を深相弁(中略)実体ニ取扱候処より氣請茂宜、別段骨折出精相勤太義(同上)と、会所元ノ職務を慰勞し、金一兩の目録を下賜した。

(84) 同「前橋市史」第六卷、二八三頁

(85) 「記録 江戸」嘉永三年(『前橋藩松平家記録』)

(86) 前掲「御家中善事寄」

(87) 同「御家中善事寄」。星六郎は万延元年には「大坂元ノ御手伝」として「近江御収米之内御下之金并来春御月割出銀下り方等」を取扱った。そして文久二年暮には「御借財向取扱之儀人少之処出精相勤」(『御家中善事寄』)め、三百疋を下賜された。しかし、それ以降六郎の名が登場せず、元治元年正月二十二日「大坂遊隊」の星平三郎が「亡父遺跡申付」(同上)られているから、六郎が急死し、その跡を平三郎が継いだのかも知れない。同年十二月二十一日、川越表へ星平三郎の名代が呼び出され、「御上京ニ付而者御才覚筋等事多相勤太儀候」(『記録 川越』元治元年)と、藩主松平直克上洛時の資金調達を賞し三百疋の目録が下賜された。また明治元年十二月「大坂元ノ添役」を星平三郎が勤めている(『下記録 外局』明治元年戊辰十二月「中記録稿」)。なお、星平三郎も共に文久二年の兵制改革以後「遊隊」席に属した。

(88) 同右「前橋市史」第二卷七七二〜七八八頁。川越市庶務課市史編纂室編『川越市史 近世編』第三卷(昭和五十八年十二月発行)。

(89) 「嘉永七年正月 松平典則家中藩財政ニ付執弁書」埼玉県編集『新編埼玉県史 資料編17 近世8領主』(昭和六十二年三月発行) 六二九〜六三三頁。

(90) 前掲「記録 川越」嘉永三年

(91) 前掲「御家中善事寄」

(92) 同「御家中善事」

(93) 前掲「前橋市史」第六卷

(94) 同「前橋市史」第六卷

(95) 「御上様御調達金請取証文」辰二月十日(前掲、関西大学図書館所蔵)

(96) 「元治元年 日帳」(『前橋藩松平家記録』)

(97) 「慶応二年 日帳」(『前橋藩松平家記録』)。なお、武家伝奏については大屋敷佳子氏の「幕藩制国家における武家伝奏の機能」(『論集きんせい』第七号、第八号、一九八二〜三年)を参照のこと。

(98) 『鹿児島県史料 旧記雑録追録八』一四九頁(鹿児島県新史料編さん所編集、昭和五十三年一月鹿児島県発行)

(99) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』十八、十九(東京帝国大学史料編纂掛編纂、東京大学出版会復刻発行)

(100) 但し火事情報ではなく政治情報を提供する者に「江戸安」というのがある。天保八年將軍宣下の勅使に対する饗応その他に関する文書の写を後年になって入手した編者はその写の文末に「右廿二枚御所へ御進献はしめ此所迄扣無之所、嘉永五壬子年夏富俵屋丁住人江戸安留記之内より写取而さしはさむ也。八月九日認」(巻廿六)と記している。この「江戸安」の住所は「富俵屋丁」であり、また飛脚屋江戸屋安右衛門の住所は「二条高倉西へ入」(嘉永四年版「商人買物独案内」『新撰京都叢書』第七卷所収、昭和五十九年臨川書店刊行)で住所が異なる。同一の情報元か否か不明。

(101) 前掲、並河徳子氏遺稿『父を語る』自家版

「付記」本稿作成にご遺族の高岡昌市氏・並河靖氏を始め淨玖寺住職平祐輝氏、また栗東歴史民俗博物館「里内文庫」及び同館の岩永篤彦・片岡豊裕両氏、水口町立歴史民俗資料館の米田実氏、それに加えて京都府総合資料館、前橋市立図書館「松平文庫」など一方ならぬ御世話になった方々に御礼を申し上げます。なお、校正中、但馬の儒者池田草庵の門人帳「青谿社名籍」に鎌田升三郎・同龍吉(弘化四年)、同才吉(嘉永七年)等の名がみえ、何れもその所属が「武州川越藩京邸留守」とあり、更に安政二年の入門者に「京師武州河越邸」の高岡他仁造が存在するなど興味深い事実が判った。ご教示の宮地正人氏に感謝したい。